令和2年12月18日

◎横山委員長 それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

(午前10時7分)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された 事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。また、委員長報告の取りまとめについては、22 日火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに 御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。なお、補正予算のうち人件費の説明は警察本部を除き、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので御了承ください。

《総務部》

- ◎横山委員長 それでは、総務部について行います。初めに議案について総務部長の総括 説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思い ますので、御了承願います。
- ◎井上総務部長 それでは、まず今回の補正予算の概要について御説明をします。お手元の総務部という青いインデックスのつきました資料の1ページをお願いします。

まず下の歳出の表ですけれども、一番下の総計(1)+(2)の欄の中ほど、補正額(B)の欄になりますが、総額では10億1,223万1,000円の増額補正をお願いしております。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、空床補償に必要な経費を増額するとともに、土佐まるごとビジネスアカデミーのオンライン講座の充実や、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けました工事用道路に係る予算などを計上しております。

上の表は歳入になりますけれども、歳入では、中ほど(2)特定財源の欄にございますが、国庫支出金を4億6,500万円余り、それから県債を2億7,000万円となっております。 上段、一般財源については、財政調整基金について、今回1億1,700万円余りの取崩しを行っております。

簡単ですが以上が補正予算全体の概要です。

次に、総務部関連の議案について御説明をします。

総務部からは第1号議案令和2年度高知県一般会計補正予算の所管分となりますが、お 手元の冊子②議案説明書の5ページをお願いいたします。 今回補正予算でお願いいたしますのは、一般会計の総額で一番下の計の欄ですが、2億5,081万7,000円の増額補正です。この大半が人件費の補正となっております。上から5番目ぐらいに行政管理課の欄がありますけれども、内容については時間外勤務手当の増となっております。時間外勤務手当を除きます人件費については、各課の共通事項となりますので、私から一括して御説明申し上げ、各課長からの説明は省略をしたいと思っております。

その人件費の主な理由、補正の主な理由としては、人員の増減あるいは職員の新陳代謝などによるものです。

次に条例その他議案について御説明をいたします。お手元の冊子③条例その他の表紙を めくっていただきまして目録です。総務部からは、一番上の第7号とその下の第8号の条 例議案2本と、それから3つぐらい下にあります第11号議案のその他議案の1件を提出し ております。各議案の詳細については後ほど担当課長から御説明をします。

それでは、最後に報告事項です。主な審議会等の状況について、簡単に御説明をします。 報告事項の資料のうち審議会等という赤のインデックスの資料をお願いいたします。

表題に主な審議会等の状況と書いておりますけれども、まず一番上の高知県行政不服審査会については、10月27日それから11月25日に開催し、諮問案件6件について審議を行いまして、うち3件は答申が決定され3件は継続審議となっております。

次の高知県公文書管理委員会は、10月20日並びに11月24日に開催しまして、保存期間が満了した施行日前公文書の公文書館への移管及び廃棄について審議をしていただきまして、答申が決定をされております。

なお、審議会の開催状況については、担当課長からの説明は省略したいと考えております。

簡単ですが、私からは以上です。

◎横山委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈政策企画課〉

- ◎横山委員長 初めに、政策企画課の説明を求めます。
- ◎小笠原政策企画課長 政策企画課です。当課の12月補正予算案について御説明をします。②議案説明書(補正予算)の7ページをお願いします。

右側の説明欄ですけれども、2こうちふるさと寄附金事業費としまして、記念品配送等委託料994万円と事務費240万4,000円、計1,234万4,000円を計上しています。これは、いわゆるふるさと納税として高知県に御寄附をいただいた方への記念品の調達や配送の委託に係る経費、それとインターネット上で寄附の受入れを行いますポータルサイトの利用手数料でして、本年度の寄附実績が前年より大きく伸びておりますことから、それぞれ増額しようとするものです。

本年度は新型コロナ対策への支援としまして、全国各地の方からふるさと納税をいただきましたほか、遍路道の整備など、3つの事業で新たにクラウドファンディングを実施しております。さらに、旬の青果品でありますとか、自然体験型の旅行商品、地域アクションプラン関連商品など記念品の充実にも取り組んでいるところです。

こうした結果、先月末までの寄附件数は前年同期比の 2.3 倍、2,331 件、寄附金額も前年同期の約 1.3 倍の 3,861 万円余りとなっております。このように、前年より寄附が増えている状況を踏まえまして、必要な経費を増額させていただきたいと考えております。

今後も引き続き、こうちふるさと寄附金のPRに努めつつ、全国の皆様からいただいた 貴重な御寄附を有効に活用してまいりたいと考えております。

政策企画課からの説明は以上です。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ●弘田委員 ふるさと納税、本会議で大野議員のほうから出ていましたけれども、私は全く違った感覚を持っていまして、私も地元の農家とか大敷とか、いろんなところでこのふるさと納税の話をします。非常に好評で、室戸市の例で言えば、ブリ1本を返礼品で出すというのがあって、もうすぐ1月になったらブリが取れると思うんですけれども、取れたら氷詰めにして送る。そんなことですが、大敷の関係者が言うには本当にありがたいと。というのは、魚って市場の価格なので、例えば北陸で大漁であれば、その影響を受けてほんとに、1キロ100円とかそんな値段になってしまうんですよね。ふるさと納税では一定の価格で購入してくれるんで本当にありがたいという声も聞いています。値段を聞いたら1本5,000円ということですから、高くもなく安くもなく、適当な値段ではないかということなんですけれども、そういった声もあることを知ってもらいたいです。

農家に行っても、これは今年の初めでしたが、お正月の挨拶回りのときに、倉庫で一生 懸命ポンカンを詰める作業をしていたので、びっくりして「もう市場は開いてないのに、 何でこんな作業しているの」と聞いたら、それもふるさと納税ということで、その方に聞 いたら、ボーナスみたいなもので、作業は大変だけれども、ありがたいと言っていました。

それから、市役所の職員とも話をするんですけれども、直接農家とか大敷とかに渡すお金、それから必要経費を引いたものが市の財源に積み上がってきますんで、いろんな単独の事業ができて、ありがたい事業だと言っていました。そういった声を踏まえて、総務省に対してしばらく続けてもらいたいということを、ぜひ言ってもらいたいと思いました。

大野議員の意見もあるけれども、今私が言ったような意見もあると理解していただけた らと思います。

もう一つ、奈半利町の事件は非常に残念なことです。ふるさと納税があるからという感じで聞き取れたんですが、私はそんなことは思っていません。というのは、前もこの委員会の場で言ったと思うんですけれども、公務員は入庁するときに宣誓しますよね。公共の

福祉に何とかとか、全体の奉仕者として何とかということを言うと思うんですけれども、 多分、国も県も市町村も一緒だと思うんですね。私は公共の福祉とか全体の奉仕者という ことを忘れて個人の利益に走ったから、ああいうことになったと思います。

ですから、公務員の方に希望するのは、初心を忘れてもらいたくないということです。 それから管理者の人には職員が初心を忘れることがないように、適当な研修の機会をきちんと与え続けるということが大事なことだと思っていますんで、言うか言うまいか迷ったんですが、やっぱり県議会としても様々な意見があることは、分かってもらいたいという意味で発言させてもらいました。

- ◎井上総務部長 先ほどの返礼品の話もございましたけれども、地域によって地場産品であったり、それから生鮮品を活用して加工品をいろいろしたりという様々な工夫もなされておりますし、地元の雇用などにも、しっかりつながっておると思いますんで、奈半利町が運用上でいろいろあったのは事実ですけれども、このふるさと納税制度は適正な運営がされつつ、しっかりキープされていくべきじゃないかと私も思っております。市町村にも市町村振興課を通じまして、様々な意見も聞きつつ、それぞれサポートもしながらやっていきたいと思っております。
- **②吉良委員** これ委託料ということですが、配送等委託料の「等」の中には、記念品その ものの選定も入っているんですか。
- ◎小笠原政策企画課長 委託先の事業者はプロポーザル方式で選ぶようにしております。 その際、まず県のほうから仕様書で一定の要件をつけまして、例えば我々のほうから条件 としますのは、県内全 34 市町村それぞれの産品を取り上げてほしいと。また、例えば地域 アクションプランから生まれてきた商品、それから、高知うまいもの大賞を取った商品で ありますとか、県の政策に関連するような商品、あるいは防災関連製品であったりとか、 そういったものをできるだけ入れてほしいという条件を加えまして、その上で、事業者の ほうから提案をいただいたものをお互い協議しながら、返礼品の選定を行っているという 実態です。
- ◎吉良委員 あの事件のこともありますので、県民は非常に注目していると思います。また、選定される業者のほうも、そういう面ではいろいろ考えるところもあると思いますので、ぜひそこら辺はちゃんと考えて、ぜひ不公平のない適切な選定がされるように要請しておきたいと思います。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で政策企画課を終わります。

〈行政管理課〉

- ◎横山委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。
- ◎岡本行政管理課長 行政管理課です。当課の補正予算について御説明をいたします。資

料はお手元の議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをお願いいたします。表題に時間外勤務手当等予算額・決算額の推移とある資料です。

平成28年度以降の時間外勤務手当等の状況について記載をしております。知事部局全体の予算額を当課で一括して計上しておりますが、年度途中の業務増への対応で必要となった場合は、例年12月議会で補正をお願いしております。今年度はR2の欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策などの様々な業務への対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生しておりますことから、2億4,440万9,000円の増額補正をお願いするものです。なお増額補正後の予算額は、昨年度の92.5%相当で、昨年度より7.5%、約1億円の減となっております。

続きまして裏面の2ページをお願いします。第7号議案、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案について、同じく議案補足説明資料のほうで御説明をします。

まず、条例改正の目的については、引っ越し料金の高騰等により、実費額によって支給 されている赴任に伴う移転料が、その上限額の範囲内に収まらない状況が発生しているこ と等を考慮し、一定の要件を満たす場合における移転料の上限額を定めようとするもので す。

次に、2現行の移転料の状況ですが、平成18年4月から、旅費の定額支給制から実費支給制への見直しに合わせ、移転料の上限額については、当時の引っ越し業者の一般的な料金をカバーできるかという視点で、改正前の定額の1.5倍から2倍までの額を設定しております。直近2年間の状況ですが、教育委員会、警察なども含めまして、人事異動に伴う移転を行った職員のうち、令和2年度は27.7%、令和元年度は26.9%、4人に1人程度の割合で上限を超過し、自己負担が発生している状況です。

次に、3主な改正内容、(1)移転料上限額については、移転料の実費額が現行の上限額を超える場合で任命権者が定める要件を満たすときは、表に記載のとおり距離区分に応じて、300キロメートル未満の区分は現行の2倍の額に、300キロメートル以上の区分は現行の1.5倍の額に引き上げた上限額を適用することといたします。単身での引っ越しなど扶養親族を移転しない場合は、現行どおり、それぞれ2分の1の額が上限となります。具体的には、例えば高知市から東京都に移転する場合は、表の右から4つ目、500キロメートルから1,000キロメートルの区分ですが、一般職については、現行の49万6,000円から74万4,000円に引き上げることといたします。

参考として、国家公務員の運用は、令和2年3月31日以降の異動に伴う移転から、移転料を定額支給から実費支給とし、一定の要件を満たすものについて、現行の3倍の額まで増額調整を実施しており、この条例の引上げ後の上限額は国と同額としております。

今回の改正により、標準的な引っ越しを行った者は、自己負担が発生しないこととなりますが、現行どおり、上限額の範囲内で職員が現に支払った実費額を支給するため、必要

以上の額は、職員に支給されることはないということになります。

次に、(2)要件については、引上げ後の上限額を支給する場合は、国と同様に、原則として、3社以上の引っ越し業者から最も安価なプランの見積りを徴し、最も安価な引っ越し業者を選定することを要件として課すこととし、知事が定めることといたします。なお、この要件を満たさない場合の移転料の上限額は、現行の金額といたします。

最後に、4施行期日等については、公布の日から施行し、施行の日以後の赴任に係る移 転料について適用することといたします。

行政管理課からの説明は以上です。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎武石委員 1ページで御説明いただいた時間外手当の予算については、説明でよく理解しました。これは行政管理課長に聞くべきかちょっと分からないので、お分かりになる範囲で答えてもらえたらいいんですが、コロナでなかなか大変だという説明があったんですけれども、一方で、最近宿毛市で鳥インフルエンザが発生して、本当瞬時に驚くぐらいの数の県職員が派遣されて、重要な任務に当たっていただいたわけで、農業振興部からもあの状況を私なりに聞き取りもしたんですけれども、3時ぐらいに集合だったかな、5時には出発するみたいな、ほんとに急ごしらえであれだけの人数をよく集められたものだし、ニュースの映像なんかを見ても大変な作業だなと、決して慣れてもないだろうし、精神的にもかなりつらいんじゃないかなと思ったんです。

それでお聞きしたいのは、どういう部署からああいった人数を集めて、メンタルのこととか、特に身体の健康面とか、瞬時でどのような判断されて、ああいう体制を組まれたのか、かまわない範囲で御説明いただけたらと思うんですが。

◎井上総務部長 マニュアルを既に作っておりまして、そのマニュアルに従って発生した場合にどういう職員の体制を組むかというのは、各部局でそれぞれ動員といいますか、メンバーを決めて大体表にして作ってありました。その中で、特に健康上いろいろ問題があることもありますので、当日も正庁ホールに集合しまして、そこで問診して血圧を測ったりもして、健康上のチェックもした上で対応しているという状況です。

なので、急遽ということになりましたけれども、一定それぞれの部局において、大体決めておりましたので、そこは割と混乱することなく、最初の1陣から、一番早いのは5時ぐらいに出発になりましたけれども、そこの対応はできたとは思っています。健康診断をして血圧が高いなどということがあれば、その職員は帰らせて、別の職員をという形で、割と柔軟に対応してきた感じになっております。

- ◎武石委員 6万羽以上の大規模になったら自衛隊が来てくれるけれども、あの規模では 県で対応しなくちゃならんということですね。
 - 一方で、地元の市町村の対応、今回もちょっと宿毛市から10人ぐらいという話も聞いた

んですけれども、マニュアルとかの中で市町村との協力体制はどんなになっているか、お答えできるのならお願いしたいんですが。

- ◎井上総務部長 そこまで熟知はしておりませんけれども、今回のケース、宿毛市も当然やっていましたので、地元の協力もあると思います。それから、今回は特に幡多地域でしたので、できるだけその地域に近い部分で、例えば幡多の地域本部とか高幡の地域本部とか、あと出先機関も含めて、割と近場の職員で先に対応できたという形です。ちょっと正確には分かりませんけれども、もちろん市町村がそれぞれ応援していただくように、マニュアルでは定めているんじゃないかと思います。
- ◎武石委員 コロナも大変ですけれども、ああいう突発的な鳥インフルエンザも大変だったと思うし、これからも何があるか分からないわけですが、職員の皆さんに頑張っていただくように、またそのケアを十分していただくように、やってくださっているのはよく分かりますけれども、なお改めてお願いしたいと思います。
- ◎西森委員 今回補正予算が出ております時間外手当、累計金額も出ているんですけれども、配付していただいている一覧表によりますと、決算額について、例えば昨年は、予算額と決算額が同額で、その前の年は1,000円の違いだと。昨年なんかでしたら、決算額と予算額が同額ということは、もう全て使い切っている状況なのかなと思うんです。決算額も予算枠いっぱいまで使っているということは、例えば3月の年度末になって、本当はもっと時間外をしたけれども、時間外手当の支払いができなかったケースもあるということなんですか。その辺りどうなんでしょうか。
- ◎岡本行政管理課長 昨年度、令和元年度について、補正等と書いておりますので、少し記載の仕方があれだったかもしれませんけれども、実は 400 万円程度不足をしておりまして、流用で対応させていただきました。流用の部分も含めまして、補正等という表示をさせていただいて、結果的には、決算額は予算額に対して 100%となっている状況でして、特に議員がおっしゃったような危惧されることはないと思います。
- ◎西森委員 そうすると今、補正ではこの金額ということなんですけれども、状況によってはここに流用された金額が上乗せになって、上乗せになったものを足し込んだ累計額と 決算額が同じになる状況も出てくる、そういう認識でよろしいですか。
- ◎岡本行政管理課長 はい。おっしゃるとおりです。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で行政管理課を終わります。

〈財政課〉

- ◎横山委員長 次に、財政課の説明を求めます。
- ◎三橋財政課長 財政課です。一般会計補正予算についてまず御説明をいたします。②議案説明書の15ページをお開きください。

歳入予算についてです。まず 11 寄附金について、これは県内外の皆様からお寄せいただいた高知県新型コロナウイルス感染症対策助け合い寄附金の一部を歳入予算として計上するため 291 万 8,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、12 繰入金について、これは 12 月補正予算の財源として必要になります一般財源 について、財政調整基金の取崩しで対応するため、1億1,713万9,000円の増額補正をお 願いするものです。

次に、16 ページをお開きください。歳出についてです。財政課の人件費以外では、17 諸支出金の3公営企業支出金の補正がございます。2工業用水道事業会計支出金を21万6,000円。また、3病院事業会計支出金を39万3,000円の増額補正をお願いするものです。これは工業用水道事業会計及び病院事業会計における人件費の補正に伴うものです。

補正予算に関しては以上です。

次に、③条例その他議案の7ページをお開きください。第11号令和3年度当せん金付証票、いわゆる宝くじの販売総額に関する議案です。宝くじは当せん金付証票法により、議会の議決をいただいた金額の範囲内で総務大臣の許可を得て販売できることとなっております。来年度の販売総額は、全国自治宝くじ事務協議会の販売計画を踏まえ、今年度と同額の80億円に据え置きたいと考えております。

財政課からの説明は以上です。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎石井委員 コロナウイルスの寄附をもらったということで、いろんな温かいこともあるかと思いますけれども、全体としては感染者数が増えて大変厳しいと。医療現場の慢性的な繁忙とか、感染リスクの対価で処遇改善策みたいなこともやっていくのはいいことだとは思うんですが、それだけではちょっと解決できない問題がいろいろあると思っています。

というのは、今議会の一般質問の中でも多くの委員の皆さんが、お亡くなりになられた 方々にお悔やみ、そして闘病中の方に対するお見舞い、そして、医療従事者の皆さんに敬 意と感謝とねぎらいということで、いろんな話がありましたけれども、頑張っていただい ている皆さんの中に、以前も問題がありましたが、誹謗中傷とか差別とか人権的な問題が いまだにある。感染者数が増えてきて、県内のいろんなところに拡大していったというと ころで、田舎に行けば特にいろんなうわさ話とか、真意が分からないところで、うわさが 広がって、厳しいところに追い込まれている。さらには、子供たちがいじめに遭っている ようなことも含めて、これに対するケアについていじめられたり誹謗中傷された側の相談 窓口はあるけれども、そうさせない取組というか対策が課題じゃないかなと思っていまし て、それに対してどんなことができるんだろうと思うときに、昨日の弘田議員からも一般 質問でありましたけれども、知事がいろいろ会見をされていますよね。会見の影響力も非 常に大きいので、これまでも言ってもらっているとは思いますが、やはり改めて、誹謗中 傷とか差別とか人権的なもの、いじめ的なもの、医療従事者の皆さんへの感謝とか敬意とかねぎらいとか、そういうことがあれば、まさにメディアの皆さんも改めて取り上げてもらって、そういうことがないように進めていけるんじゃないかなと思っています。ぜひ総務部長から知事に提案するということなのかちょっと分かりませんけれども、いろんな会見の場において、知事だけでなくて、もう少しみんなでコロナウイルスに対して負の連鎖が起きることのないような手当てを考えていただきたいと、一般質問を聞きながら感じていまして、部長含めて知事に話していただければと思っていますので、そのことについてどんなお考えがあるか。

- ◎井上総務部長 それこそ第1波ぐらいの時期に、知事から県民の皆様へのメッセージという形で、何回かそういう発言もしたと記憶しています。最近は感染拡大防止というところに重きをすごく置いている部分もありますので、おっしゃるようなメッセージ性、その辺りは危機管理部とも話もしまして、また知事にもその旨お伝えをして、県民の皆さんにメッセージを発するような形で、お願いもしたいと思っております。
- ◎石井委員 第4波とかあまり考えたくないんですけれども、長期的なことかもしれませんが、会見のたびにというか、継続的に正しい理解を県民の皆さんに求めていくと。自分がコロナウイルスにかかったら医療従事者の皆さんに助けてもらう、しょうがないわけですよね。感染した方を自分がかかってないからといって誹謗中傷する。もしくは、その子供たちをいじめるとか、あってはならないことなので、当然のことなんですけれども。やっぱり不安の中で、分からなくなるのか、病んだ心みたいなところが正常な判断を鈍らすのかなとも思いますが、その辺をしっかりみんなでケアしていく、弘田議員も昨日言われておりましたが、知事の会見、発言というのは非常に大きな影響力があると思いますんで、そんな中で、継続的に言っていただけることが、大きく変わっていくことになるし、メディアの皆さんも改めて発表してくれるということになろうかと思いますので、よろしくお願いします。
- ◎横山委員長 コロナの寄附金 290 万円、今回、助け合い寄附金ということで、先ほど石井委員も言われましたが、こういう皆さんの大事なお心と併せて感謝の気持ちを伝えていただきたいと思います。
- ◎三橋財政課長 助け合い寄附金については、県内外の皆様からいただいた大切なお金ですし、本当にコロナウイルス対策の財源として貴重な財源でもありますので、ありがたく活用させていただきたいと考えております。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で財政課を終わります。

〈税務課〉

◎横山委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎久保税務課長 税務課の条例その他議案について御説明申し上げます。③高知県議会定例会議案(条例その他)の3ページをお開きください。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案です。今回の条例は、この条例の中で条文を引用しております地域未来投資促進法、正式名称は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律ですが、この法律などの一部改正に伴いまして、条文を引用している箇所に条ずれが生じましたことから、改正をお願いするものです。条例の内容については変更ございません。なお、条例の施行日は、公布の日からの施行としております。

説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で税務課を終わります。

以上で総務部を終わります。

《会計管理局》

- ◎横山委員長 次に、会計管理局について行います。議案について、会計管理局長の説明を求めます。
- ◎井上会計管理局長 会計管理局所管の12月補正予算について御説明いたします。②議案説明書(補正予算)の162ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は全額人件費に係るもので、会計管理局全体で 684 万 2,000 円の増額をお願いするものです。主な理由としては、職員の異動等によるものです。なお、今年度の人事委員会勧告では、給料、手当ともに据置きでありましたため、勧告に基づく人件費の変動はございません。

続きまして、同じ資料の207ページをお願いいたします。総務事務センターの給与等集中管理特別会計の補正予算です。これは各所属の人件費の補正に合わせて対応して行うもので、3億4,700万円の減額をお願いするものです。補正予算の主な理由としては、公立学校共済の掛け率の減によるもののほか、職員の新陳代謝等によるものです。

以上で説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で会計管理局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎横山委員長 次に、人事委員会事務局について行います。議案について事務局長の説明

を求めます。

◎原人事委員会事務局長 人事委員会事務局です。補正予算について御説明いたします。 お手元の資料②議案説明書の190ページをお開きください。

人件費 559 万 1,000 円の減額補正です。人件費補正の主な理由としては、育休取得予定の職員への対応としての人員増や時間外勤務手当等の職員手当の増によるものがあります一方で、職員の新陳代謝や2名の育児休業取得などによる減が大きく、トータルで減額補正を行うものです。なお、当委員会の本年度の勧告は、給料、手当とも据置きであったため、このことによる人件費の変動はありません。

次に、191ページ、債務負担行為について御説明いたします。採用試験等申込システムの使用料です。期間は令和3年度まで、支出予定額は363万円を限度としております。別とじの資料の人事委員会の青色のインデックスのついた資料を御覧ください。

このシステムは、採用試験の申込みをインターネットにより行えるようにするために、システムの概要の欄に記載しておりますように、平成29年度から受験者の利便性向上や負担軽減を目的に導入したものです。その機能としては、申込みの受付、受験票の発行をはじめ、受験者への各種通知や任意の条件設定による抽出機能などを備えたものとなっています。

申込者数等の欄を御覧ください。人事委員会が代表して契約し、人事委員会が実施する 試験のほか、警察本部が実施する警察官採用試験や教員採用審査等においても利用をして います。本年度の利用状況は、全体で 4,149 名の利用があり、全ての申込み者に占めるネ ット申込み者の割合は 98.2%と高い利用率となっていますが、一方で、契約事務における 課題がございます。具体的には、プロポーザル審査の参加企業が例年 1 社しかなく、毎年 同じ企業と契約を行っておりますことから、複数社の参加による競争性の確保が必要と考 えているところです。

来年度のスケジュールの欄を御覧ください。教員採用審査及び警察官Aの採用試験の受付期間は4月上旬に始まりますので、4月スタートと同時にこのシステムを稼働できるようにするため、年度内に手続を済ませる必要があります。また今ほど申しましたプロポーザル参加企業の拡大という課題に対応いたしますため、米印の箇所に記載しておりますように、インターネット閲覧ソフトの普及状況を踏まえた仕様の見直し、改善を行いまして、そうした要件での募集期間を確保したいと考えております。このため今議会で債務負担行為の補正をお願いしているものです。

説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

- ◎横山委員長 次に、議会事務局について行います。議案について事務局長の説明を求めます。
- ◎行宗議会事務局長 議会事務局からは補正予算1件をお願いします。資料②議案説明書 (補正予算)の4ページ右端の説明欄です。
- 一般職給与費について、23万8,000円の増額補正をお願いしております。これは事務局職員の人件費について、4月の人事異動に伴います職員構成の変化や新型コロナウイルス感染症への対応等で、時間外手当が増加したことなどによるものです。

説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。
以上で議会事務局を終わります。

《教育委員会》

- ◎横山委員長 次に、教育委員会について行います。初めに、議案について総括説明を求めます。なお、本日は教育長が所用で遅れるとの届けがあっておりますので、教育次長に説明を求めます。教育次長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。
- ◎髙橋教育次長 教育委員会です。本日は先ほど委員長からもお話がありましたけれども、教育長が所用により少し遅れます。総括説明は私がしますのでよろしくお願いいたします。 それでは議題の説明に先立ちまして3件報告がございます。まず、教職員の不祥事について2件の報告をします。

1件目は、県立特別支援学校の教諭が児童ポルノ等を所持していた事案です。当該教員に対しては11月18日付で停職6月の懲戒処分を行いました。

2件目は、県立特別支援学校の教諭が無許可で営利活動を行っていた事案です。当該教員に対しては11月18日付で戒告の懲戒処分を行いました。子供たちの倫理観や社会性を育み、規範意識を高揚させるべき教員が児童の権利を擁護することを目的とした法律に違反する行為を行ったこと、また遵法精神の欠如した行為を行ったことは極めて遺憾であります。教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させ、公教育への信頼を大きく損なう不祥事が、続けて発生したことを重く受け止めますとともに、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

県教育委員会としては、改めて法令遵守と綱紀粛正を徹底し、勤務時間内外を問わず、 高い倫理観、規範意識を確立させるとともに、不祥事のより一層の防止に向けて、引き続 き、学校組織の在り方検討委員会報告書を踏まえた学校の組織力向上に取り組んでまいります。また教職員一人一人が高い倫理観、規範意識を確立することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお詳細については、後ほど特別支援教育課長から御説明します。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大に対する学校等の対応について御報告します。県内では12月以降、昨日までに7校の県立学校において6名の教職員と1名の生徒の感染が確認されました。しかしこの7名からは、学校内で新たな感染者は発生しておらず、一部消毒等のために数日休業とした学校もございましたが、現在は学校教育活動を維持しております。

県教育委員会では、県内での新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大による警戒ステージの変更を受けて、各県立学校に対して出席停止の基準に係る通知や、部活動の制限などに係る通知を発出するとともに、感染者が確認された場合の対応マニュアルについて改定を行ったところです。

また高校入試に関する対応として、出題範囲を縮減するほか、感染蔓延時には入試会場を居住する市町村にある県立学校か、または在籍中学校とすることについて、市町村教育委員会連合会と協議をしております。詳細については、後ほど教育政策課長から御説明します。

次に、議案の説明をします。

12月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、令和2年度一般会計補正予算議案1件です。それでは、令和2年度一般会計補正予算について御説明をいたします。資料②令和2年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の165ページ、教育委員会補正予算総括表を御覧ください。

教育委員会所管の補正予算については総額2億9,785万5,000円の減額補正です。まず総括表にございます教育政策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課の5つの課については、いずれも人件費の補正がございますが、人件費については、私から一括説明をしますので、各課長からの説明を省略します。

人件費補正については、公立学校共済組合の掛金率の減少によるもののほか、人員の増減や職員の新陳代謝等によりまして3億5,716万3,000円の減額となっております。なお、今年度の人事委員会勧告では、給料、手当ともに据置きであったため、勧告に基づく人件費の変動は今回ございません。

次に、人件費以外の補正について御説明します。まず上から3段目の高等学校課は、来年4月に開設いたします高知国際中学校夜間学級の備品の購入等に要する経費として546万2,000円の増額をお願いするものです。

次に、上から5段目の生涯学習課は、県立図書館に図書を整備するための寄附金の申し

出をいただきましたことから、それに伴い100万円の増額をお願いするものです。

次に、上から6段目の文化財課は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用料収入 が減少しました高知公園の管理運営委託料の増額のため、5,284万6,000円の増額をお願 いするものです。

続きまして、資料①定例会議案(補正予算)の6ページをお願いします。繰越明許費の追加について、左下にあります13教育費の1教育総務費の維持修繕費は、県立学校体育館の非構造部材等の耐震化工事、その下の3学校費の施設整備費のうち、高等学校振興は清水高等学校の高台移転に係る基本設計委託業務、その下の特別支援教育は、盲学校の寄宿舎の建築工事終了後に行う近隣の家屋等の損害調査に係る委託業務について、年度内での完了が見込めないことから、予算の繰越しをお願いするものです。

8ページを御覧ください。繰越明許費の変更です。一番下にあります 13 教育費の 1 教育 総務費の施設整備費は当初予算で実施をしております県立学校施設の改修工事などについ て、年度内での完了が見込めなくなりましたことから、前回の 9 月補正でお認めいただい た予算の繰越しの変更をお願いするものです。

続きまして、債務負担行為の補正です。10ページの下から3段目、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料から、次のページ上から3段目の青少年センター陸上競技場芝管理委託料までの6件について、債務負担行為をお願いするものです。各事業の詳細については、後ほど担当課長から説明をします。

次に、報告事項については冒頭に御説明いたしました新型コロナウイルスの感染拡大に 対する学校等の対応、教職員の不祥事のほかに2件ございます。

まず、「第 44 回全国高等学校総合文化祭 (2020 こうち総文)」終了報告についてです。 開催内容を変更し、本年 7 月 31 日から 10 月 31 日にかけて、ウェブ上で開催をしました同 大会の終了報告について、高等学校課全国高等学校総合文化祭担当企画監から説明をしま す。

次に、高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)に基づく病弱特別支援学校の再編についてです。県立高知江の口特別支援学校の令和3年4月の移転開校に向けて、大原町と越前町において校舎及び寄宿舎の施設整備を進めてまいりましたが、その進捗状況について、特別支援教育課長から説明します。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の9月議会以降の開催状況を説明します。審議会等と赤いインデックスがついております資料を御覧ください。

資料の中にございますとおり高知県社会教育委員会を10月21日に開催いたしました。 審議項目等については、記載のとおりです。今後も審議の経過や結果については、適宜委員の皆様に報告をします。

私からの総括説明は以上です。

◎横山委員長 続いて、議案について所管課の説明を求めます。

〈教職員・福利課〉

- ◎横山委員長 最初に、教職員・福利課の説明を求めます。
- **◎国則教職員・福利課長** 教職員・福利課です。まず第1号議案、令和2年度一般会計補正 予算について御説明をします。お手元の資料②議案説明書(補正予算)の168ページをお 願いします。

教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係る債務負担行為については、来年度実施をいたします教員採用審査の筆記審査のうち、教職一般教養と、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに、教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成や、採点等に関する業務を委託するものです。問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために、本年度のうちに契約ができるよう、毎年12月議会において債務負担行為をお願いしているものです。

教職員・福利課の説明は以上です。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 内容が一般教養と専門教養だとすると、高知県用にカスタマイズされたんじゃなく、全国的にあまり違いがない内容になると考えてよろしいですか。
- ◎国則教職員・福利課長 この問題作成に当たりましては、事前に高知県としてこういう問題を作成してほしいと、仕様書のようなものを作成しておりまして、そういった意味で、高知県の教職・一般教養については、例えば高知県独自の問題とかを盛り込んだり、例えば教育振興基本計画の問題とか、人権教育推進プランとかそういった問題についても入れてもらうように、仕様書の中で事業者に求めております。
- ◎吉良委員 本議会でも指摘させてもらいましたけれども、教育長は専門教養に関わる能力、まずは1次審査を突破してということをおっしゃっていたんですけれども、一般教養もそうですけれども、臨時教員が赴任校で培ってきたものが1次の一般教養だとか専門教養でも、あるいは高知県の地域的な課題、あるいは全体的な教育課題、そういうものをきちんと測れるようなものにしてもらいたいのが私の要望なんです。

そういうものがないと、仕事しながらやっているわけですから、単なる筆記の中で新卒の方たちと競争するというのは、なかなか大変と思うんです。だから現場の実践が反映できるような、適切に力が評価されるようなものにしてもらいたいと思うんですけれども、そういう観点で、委託に関する要望はできるものか、お聞きしたい。

◎国則教職員・福利課長 先ほど申しました教職・一般教養については、高知県独自の問題も盛り込んで作っております。専門教養については、それぞれの教科ごとの専門になりますので、そういったことは、専門的な日々の教育をされている中で、専門教諭の知識も高めていただいて、日々の専門性を高めていく中で、筆記試験のほうに取り組んでいただき

たいと思います。

- ◎吉良委員 従前に比して、そういうことが反映できるような、腕の見せどころがあるような、教科の専門教養にしてもそうですし、一般教養もそうですし、設問になるように、ぜひ一緒になって考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。
- ◎三石委員 これ指名競争ですか。
- ◎国則教職員・福利課長 指名競争入札で行うことが基本ですが、指名競争入札の手続を行う中で受託意思を確認しております。受託意思を確認しておりますが、現在のところ教職・一般教養、それから専門教養について一括してできる業者が1社しかおりませんので、結果として、今年実施した分については随契になっております。
- ◎三石委員 ずっと1社で来ているんですか。
- **◎国則教職員・福利課長** 平成 20 年度以降については、そういった複数の業者に意向確認 を行っておりますが、現在、委託をしておる業者しかできないということで、現在までそ の業者と随意契約を結んで委託を行っております。
- ◎三石委員 結局、参加してくれませんかということでやっているわけですよね。何社ぐらいに声をかけて、結局できませんということで1社残って、それがずっと何年ぐらい続いているのですか。
- ◎国則教職員・福利課長 平成20年度から現在の業者に委託しております。見積りというか、意向確認については、現在4社に行っております。
- ◎三石委員 4社に声をかけて、どうしてその1社だけしか残らないのですか。そんなに難しいんですかね。
- ◎国則教職員・福利課長 やはり教科が、今回についても専門教養は26教科ということになりますので、それぐらいの幅広い教科を受託できる業者というのが、なかなかほかではできないということで、現在の委託業者にお願いをしております。
- **◎三石委員** 四国4県は、どういう状況になっているかは分かりますか。
- ◎国則教職員・福利課長 採用試験に関わることですので、配慮をしながら聞いているのですけれども、他の3県についても委託を行っているということです。過去の調査によりますと、愛媛県については、本県と同じ業者に委託をしていると聞いております。
- ◎三石委員 業者が年ごとに変わるのもどうかとは思います。業者が変わることで一貫性がなくなる可能性もあるけれども、1社がずっと長い間やるのもどうかと思うんですが、その辺りの弊害はないんですか。
- ◎国則教職員・福利課長 そこについては、毎年こちらからしっかりと、こういう問題を作ってほしいということで、事前に指導主事などの問題作成委員で、十分に問題の意図、趣旨なんかを練った上で、委託業者に委託を行っておりますので、その辺はできておるものと考えております。

- ◎三石委員 吉良委員からも話が出ましたが、本県には本県の現場の状況があるんで、そういうものに適応した問題なんかも必要だと思うんだけれども、その辺りのことは考慮して、こんな問題にしてくださいということを言われているんですか。
- ◎国則教職員・福利課長 これまでもそういった点には配慮しながらやっておりますが、委員からの御意見をいただきましたので、なお、徹底してまいりたいと思います。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で教職員・福利課を終わります。

〈学校安全対策課〉

- ◎横山委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。
- ◎大崎学校安全対策課長 学校安全対策課です。お手元の資料②議案説明書の 169 ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費の承認をお願いするものです。13 教育費の4学校施設等整備費の維持修繕費4億2,710万1,000円については、中芸高校ほか4校の県立学校体育館の非構造部材等の耐震化工事について、学校や関係者との施工時期等の協議に日数を要し、工事の着工が遅れたことなどによりまして、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰越しの承認をお願いするものです。

次に、下段ですけれども、繰越明許費の変更をお願いするものです。13 教育費の4学校施設等整備費の施設整備費 17 億 8,935 万 2,000 円については、9 月県議会で御承認いただきました繰越予定事業のほか、高知若草特別支援学校ほか3 校のトイレ改修工事や高知小津高校空調設備更新ほか4 校の設計委託について、学校や関係機関との協議、施工方法等の検討に日数を要したこと、また、安芸桜ケ丘高校の長寿命化改修について、基本設計での調整に日数を要し、工事の年度内の完了が見込めなくなったことから、それぞれ繰越しの承認をお願いするものです。

これらの工事については、建築課及び学校等との調整を密にしながら早期の完了に向けて取り組んでまいります。

説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で学校安全対策課を終わります。

〈高等学校課〉

- ◎横山委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。
- ◎濱川高等学校課長 高等学校課の補正予算について御説明をします。資料②令和2年12 月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の173ページをお開きください。

補正予算の歳出についてです。上から3段目の2高等学校費の一番右の説明欄にあります2高校教育推進費についてですけれども、令和3年4月に開設をします高知県立高知国際中学校夜間学級の備品等、例えば生徒用ロッカー、あるいは耐火金庫などの購入、また、必要な物品の運搬等に係る経費が生じますことから、546万2,000円の増額をお願いするものです。

次に、175ページの債務負担行為に係る調書です。

まず、上から1段目の基礎学力把握検査等委託料998万8,000円についてですが、生徒の学力状況を確認し、指導改善につなげる学力定着把握検査を、現在は県立高等学校の全日制及び多部制昼間部におきまして1、2年生は年間2回、3年生は1回、それから定時制、多部制夜間部、通信制におきましては、1、2年生の希望者のみに年間1回実施しております。実施の時期や回数は、実施する検査の種類によって異なっております。

この検査を委託する業者については、今回から競争原理が働く形、現在指名型プロポーザルの予定で計画をしておりますけれども、そういった形で選定することにいたしました。どこの業者に委託するかで検査の時期が若干変わってきますけれども、委託する業者によっては、3月もしくは4月で令和3年度の第1回の検査を実施することができますことから、できるだけ早期に民間業者に委託し、より効果的な対策を講じて、学力向上につなげていくものです。早期に実施できる業者であれば、進学希望の多い5校の新1年生には3月末に、6校の新2年生には4月の早い時期に実施し、基礎的な検査を行う29校の新1年生についても、4月のできるだけ早い時期に実施したいと考えております。

次に、その下の外国語指導助手配置委託料 2,178 万円についてです。

県立の高校及び特別支援学校では、英語教育を推進するため外国語指導助手、いわゆる ALTを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っております。このALTは、自 治体国際化協会のJETプログラムを通じた直接雇用と、民間企業による業務委託の2種 類の雇用形態により行っているところです。

今回の外国語指導助手配置委託料は、昨年と同様、各学校で指導に当たるALTのうち 5名の配置を民間業者に委託するものです。指名競争入札により委託業者を選定するよう にしております。

委託の理由としては、本県の地理的な理由もあり、特に中山間の学校については移動に自動車の運転が必要となります。また、これらの小規模校では、担当する授業数も少なくなりますことから、複数校の掛け持ちをしてもらっております。 JETプログラムのALTには、自動車の運転に制約があることから、移動の利便性を考え、委託によるALTを置いております。

また、このALTは4月10日頃から各学校に配置する必要があることから、4月に入ってから入札を行い業者を選定していたのでは、10日頃からの授業に間に合いません。この

債務負担行為についての議決をいただくことにより、3月中の入札及び契約が可能となり、 委託先が余裕を持って、県教委と配置校、委託業者間の調整を行い、学校にALTを配置 できるようになります。

なお、この委託料の金額については、交通費、渡航費、住宅費、諸手当、保険、税金、 ビザ取得等の手続代などを積算し、総額で委託するものとしております。

高等学校課からの説明は以上です。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 基礎学力把握等の委託料ですけれども、新入生も含めて、高校生の基礎学力を測るということは、本県の教育の核だと私は思うんですよね。それをなぜ、民間の業者に委託をするんですか。
- ◎濱川高等学校課長 民間業者の検査によって学力を把握するということは、まず第1に、全国的な視点で子供たちの現在の学力を測れるということもございますし、あと、そういった幅広い受験生が受験する検査において、客観的な指標もいただけるということで、それを今後の学校の授業改善や学校経営自体に反映させたいということで実施してきております。
- ◎吉良委員 そうすると、いわゆるその指標というものは、民間業者の指標に従うということになるわけよね。そんなことで、各校それぞれ個性がある学校をつくるだとか、そういうことが可能ですか。それぞれの学校の在り方があって、そして、その子供たちの状況もあって、その蓄積で公立高校のあるべき教育の姿を実現していくことが私は県教委の仕事だと思うんですけれども。これを突き詰めていけば、受験産業、いわゆる予備校と同じになるじゃないですか。それでいいんですか。
- ◎濱川高等学校課長 委員がおっしゃるように、この検査で測れる力というのは、高校生の学力の一面であると捉えております。決して、この結果が全てとは考えておりません。 当課としましても、こういった結果を基に、学校支援チームが各学校に赴きまして、各学校の特徴、あるいは特色なども加味しながら、そういった授業改善等に現在努めているところです。
- ◎吉良委員 それならそれできちんとチームを持って、部外者に頼むのではなく、教育委員会の中に力をつけていく。それが基礎学力をしっかりと保証して、そして教員の力量も向上し、フィードバックもできる。本県の教員ですからね。子供たちと一緒に生活している、地域で生きているわけですから。もっと血の通った指導につながっていくと、私は思うんですけれども、そういう意味では、委託そのものを見直すことが私は必要じゃないかと思います。

これだともうほんとに、予備校と同じようなことを求めていくことになるんで、ぜひそこから脱却して、現場、教育センターを含めて、教育研究所、高校の中に力をつけていっ

て、脱却していく方向を模索していただきたいと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

◎濱川高等学校課長 委員のおっしゃるとおり、作問をするということは、教員の専門性を高めることにも当然つながると思います。そういった中で、現在いろんな高校がございますので、そういった専門高校、あるいは普通科高校、いろんな高校で様々なカリキュラムを実施しており、統一した試験を行っていくに当たっては、こういった業者に一定お願いをしていく方向で来ておりますけれども、そういった御指摘も毎年いただいていることから、今後も検討はしてまいりたいと考えています。

◎三石委員 外国語指導助手配置委託料、これ山間部及び僻地校への配置ということで、 民間の専門業者を指名入札で選定する。確かに外国の方に来ていただいて、実際、直接指 導を受けるということは、生徒にとっては非常に勉強にもなると思います。配置について は業者に任せるしかないわけですけれども、どういう形で人材、先生を選んでいるんでしょうか。この前、不祥事もあったと思うんですが。民間の会社はそこら辺どういう形で人 材を募集して派遣しているんでしょうか。そういう民間の会社は幾つもあるわけですか。

◎濱川高等学校課長 この委託の業者について、指名競争入札ということで説明をいたしましたけれども、例年、2社あるいは3社の指名ということで、そういった企業が、そういった派遣を行っており、その中で競争しているところです。業者とは、当然ですけれども、高知県の状況とか生徒の状況も踏まえて打ち合わせをしまして、そういった中で、派遣の人材を選出していただいているところです。

◎三石委員 はっきり言って、ただでさえ問題を抱える教員がおります。いいかげんな人に教えてもらったら困るわけです。もうちょっとそこら辺り、具体的にどういう形でその先生を選んでいるのか把握されていますか。業者はどういう形で選んでいるのか。先生方は資格はもちろん持っていると思うんですけれども、その辺りもう少し詳しく話をしていただきたいんですが。

◎濱川高等学校課長 今回そういった不祥事が起こったことに対しまして、まずおわびを申し上げたいと思います。

その後、業者と話をする中で、これまでもプロフィールといいますか、その方の経歴等は一定確認をしておりましたが、やはりこういった不祥事が発生したので、より詳しい、これまでの経験がしっかり分かるものを提出していただくことに変更しております。

また、日本と外国との文化の違いもございますから、そういった違いもしっかりと研修 をしていただいて、再発防止に努める約束をしているところです。

◎三石委員 やっぱり外国から日本へ来て、教育の現場で生徒たちにいろいろ教えたい、 日本からもいろいろ学んで帰りたいという思いで、本当にそういう思いで来られる方が大 半だと思うんだけれども、中にはそうでない方もいるかもしれません。そんなことになっ たら大変ですからね。そこら辺りもきちんと業者にもお話もしていただいて、こういうことで、こういう形にしていただきたいということを強く、きちんと言っていかないといけないですね。

それと、これは要らん心配かもしれませんが、今コロナで外国との往来が困難な状況に なっているんだけれども、そこら辺りは大丈夫なんでしょうか。

- ◎濱川高等学校課長 現在31名のALTに、高知県で勤務していただいておりますけれども、そのうち数名がコロナの関係で帰国をした事実はございます。どうしても個人の思いもありますので、帰国した場合には、すぐに新たな方をお願いしているという状況です。実際にそういった動きは本年度もございました。
- ◎三石委員 せっかく外国から来られて、いろんなことを教えていただくし、学んで帰っていただくわけですので、きちんとそこら辺り業者とも話もして、徹底をするところは徹底をするということが大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ◎金岡委員 この基礎学力把握検査なんですが、進学希望の多い5校とその他の高校を分けて検査をやると言われたんですが、できるだけそれは県下統一してやってもらわないと、ともすれば、やっぱりこの5校に行く方、あるいは私立校へ行く方が、中学校の成績のいい方が出るという感覚に捉えられる。これは非常に問題がありますので、そこら辺はどこの学校へ行っても同じようにやれるという気持ちを持てるようにやらなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。
- ◎濱川高等学校課長 先ほど言いました 5 校というのは、基本的には進学を希望される生徒が多い学校を対象としております。試験の内容は基本タイプ、それから標準タイプという 2 種類がございまして、基本タイプはあくまでも中学校段階での学習内容の検査が多うございます。それに対し標準タイプは、一定高校の内容も含まれてくるということで、一定進学を希望される生徒がいる学校には、そういった標準のタイプを実施しているということです。

ただ、次年度より高校3年生の試験を1回取りやめております。そういった形で、よりよい形を今後も検討させていただきたいとは考えております。

- ◎金岡委員 郡部校にも少なからず進学を希望する生徒がいらっしゃるんですよ。ですから、それはむしろ逆に、情報をたくさん入れてもらわないと、進学を希望する者は全部市内校へという話になると、郡部校はやっていけませんよ。やっぱり、そこら辺はきちんと考えてやっていただかないと。私はこれは子供たちの差別に近いものになっていくんじゃないかとも考えますので、ちょっと考えていただかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。
- ◎濱川高等学校課長 委員がおっしゃるように、当然、郡部校でも進学を目指す生徒はいると思います。そういった生徒にも標準タイプ、あるいは基本タイプを選べるような形、

あるいは一定標準タイプでお願いするような形、いろんな形が今後取られていくと考えております。それもまたいろんな方法、一番いい方法を今後も検討していきたいと考えております。

- ◎金岡委員 ぜひとも、有利不利のないようにお願いしたいと思います。
- ◎西森委員 その基礎学力把握検査のことで教えていただければと思いますけれども、これ、進学希望者が多い5校でやるのと、それ以外でやるという形になっております。その中で追手前高校は入ってないですが、これはなぜでしょうか。
- ◎濱川高等学校課長 追手前高校については、現在、総合学力テストという模擬試験的な検査を学びの基礎診断という形で、実施しております。追手前高校は、一定、模擬試験を定期的にずっと受けておりますので、その中の一つとして実施をしていくと。そしてその模擬試験の状況によりまして、学校の経営、あるいは生徒の状況、そういったものを把握するために特別にそういった試験を現在は実施をしております。
- ◎西森委員 あと基礎学力把握検査を5校とそれ以外とでやって、その結果を踏まえて、 どういう形で学力向上に生かしているのか、取り組んでいくのか。そのための把握検査だ と思うんですけれども、その辺りの取組が、具体的にどういう形でなされているのか。
- ◎濱川高等学校課長 現在、実施しています学びの基礎診断の返却については、まず、学校に関しては学年、クラス、各教科別に結果が返却されております。また、生徒にはアンケートもございますので、そのアンケート結果も踏まえた今後の生活のアドバイスとか、そういったものを踏まえて本人に返却をされております。特に、学校に返されます学年、クラス、教科については、当然、学校内での検討会も実施をしてきておりますし、あと、当課の学校支援チームも訪問時にはその結果をもとに協議をして、今後の改善に役立てているという状況です。
- ◎西森委員 結果の内容というのは、学校全体として取り組むという部分と個別的なそれぞれの状況を把握した上での取組もあると思うんですけれども、その辺りはどういう形になっているんですか。個別的な取組まで踏み込んでいるのかどうか。
- ◎濱川高等学校課長 その結果は、当然、生徒個人にも返却されます。それは特にホーム担任、あるいは副担任が例えば進路の面接とか、あるいは学期ごとの考査の成績を返却する際に、そういったシートも用いまして支援・指導をしております。
- ◎西森委員 そういう形でしっかりと生かされているということであれば、やはり基礎学力把握検査というのは非常に大事な検査であると思いますので、またしっかり取組をしていただければと思います。
- ◎横山委員長 基礎学力把握検査等委託料ですけれども、生徒の学力状況を確認して指導 改善につなげていく大変重要な取組だと思うんですけれども、今回から指名型プロポーザ ルに変更すると御説明いただきましたけれども、それの狙いと期待されるものは、どのよ

うなものでしょうか。

- ◎濱川高等学校課長 現行の学びの基礎診断におきましても、本県では英数国の3教科を受験するタイプを実施しております。そういった3教科の受験に対して、各検査あるいは提供いただく審査の内容について、今以上に、より詳細に御提案をいただいて、当課の実施している施策に合致しているとか、あるいは教員の働き方改革にもつながる、そういった効果的に進めることのできる業者を検討したいという理由から、今回のプロポーザルとしております。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で高等学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

- ◎横山委員長 次に、高等学校振興課の説明を求めます。
- ◎高野高等学校振興課長 高等学校振興課です。施設整備費の繰越予算について報告をします。それではお手元の資料②令和2年 12 月高知県議会定例会議案(補正予算)の 176ページをお開きください。

13 教育費の3学校費、4高等学校振興費の施設整備費3,887万4,000円の繰越しをお願いするものです。これについては、9月議会で御報告しております清水高等学校の高台移転に伴う校舎等の基本設計委託業務について、用地の権利関係の調整等に時間を要し、用地の取得が当初の見込みよりも遅くなりまして、年度内に基本設計委託業務に必要な期間を確保することができないことから、予算の繰越しをお願いするものです。繰越しをお認めいただきましたら、速やかに公募型プロポーザルによる委託業者選定の手続に入りたいと考えております。

高等学校振興課の説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で高等学校振興課を終わります。

ここで一旦休憩とします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11 時 49 分 ~ 13 時)

◎横山委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈特別支援教育課〉

- ◎横山委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。
- ◎平石特別支援教育課長 特別支援教育課の12月補正予算について御説明します。資料②

令和2年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の179ページをお開きください。 施設整備費の繰越しについてです。現在、改修工事を行っております盲学校寄宿舎について、工期延長に伴い、改修工事完了後に行う工損調査委託の年度内の完了が見込めなくなったことにより、委託料の繰越しをお願いするものです。

次の 180 ページをお開きください。

県立特別支援学校2校の調理業務委託について、債務負担行為により必要経費を計上するものです。調理業務委託については、特別支援学校13校中9校で学校給食及び寄宿舎食の提供業務を民間業者に委託しております。この調理業務については、受託業者が安定して人材を確保し、また一定期間継続して調理業務に当たることで、安全で安心な給食等の提供ができるよう、通常2年間の長期委託契約を行っております。

また、昨今の調理業務に関わる人材不足や人件費の高騰等を踏まえ、受託業者が4月の業務開始までに人材確保などについて十分な準備期間を確保することで、特別支援学校の子供たちに安全で安心な給食を提供するための調理業務の質を維持することができ、また新規業者の参入や既存の業者の応札もしやすくなるなど、より競争原理も働くと考えております。今回は調理業務委託を行っている9校のうち2校が契約の更新となりますので、その経費として4,771万2,000円を債務負担で予算計上するものです。

特別支援教育課の説明は以上です。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 追加の施設整備費ですけれども、これは寄宿舎のほうですよね。それで今、本校の校舎のほうはどういう状況になっているのか、ちょっと今の状況を御報告いただけますか。
- ◎平石特別支援教育課長 後ほど整備計画ということで御説明しようと考えております。
- ◎吉良委員 その時でいいです。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

- ◎横山委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。
- ◎三觜生涯学習課長 生涯学習課です。令和2年度12月補正予算の概要について、説明を します。資料②議案説明書182ページ右端の説明欄を御覧ください。

1 青少年教育施設管理運営費及び2の図書館管理運営費の一般職給与費については、人件費の補正予算ですので先ほどの教育次長の総括説明により省略します。

次の運営費です。これは香南市に工場を立地しておりますYAMAKIN株式会社の役職員8名の方から、ふるさと納税制度に基づきまして100万円の寄附をいただき、その寄附を活用し、県立図書館の図書購入費を増額するものです。YAMAKIN株式会社から

は、平成 20 年度から毎年寄附を頂いておりまして、県民の読書環境の向上や、人材育成に 貢献したいとの同社の意向に沿いまして、多くの分野に応用が可能でありますコンピュー タープログラミングやウェブデザインなど I T 関連の図書を、県立図書館で選書しまして、 これまでに約 4,000 冊以上の本を購入しております。これまでに購入した図書については、 オーテピア高知図書館 3 階の専門書を多く取りそろえるビジネス、科学、産業、農業の専 用スペース、ヤマキン・ライブラリーコーナーにまとめて並べておりまして、県民の皆様 に御利用をいただいております。

補正予算の説明については以上です。

続きまして、次の183ページをお願いします。

債務負担行為です。当課の所管する出先機関であります青少年センター陸上競技場については、競技場内にプロスポーツの誘致も視野に入れた天然芝のフィールドを整備しております。令和元年6月から委託業者による芝管理を行っております。来年度も引き続き、年度当初から委託業者による適切な管理を行う必要があること及び芝管理の開始から1年以上が経過し、芝管理の状況も安定していることから、令和6年3月31日までの3年間の債務負担をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎三石委員 青少年センターの陸上競技場の芝の管理、これ結構な金額ですね。1年で1,480万円余りですか。それを3年間。プロが来てもいいようなグラウンドにということだけれども、実際に活用されているんですか。どのくらい使われましたか。
- ◎三觜生涯学習課長 陸上競技場のプロの活用ですが、昨年度、Jリーグのキャンプが2 チーム参りました。一つは、カマタマーレ讃岐で2月1日から2月の11日まで、そして、いわてグルージャ盛岡が2月25日から3月6日まで来ていただき、キャンプをしていただきました。ちょうどコロナの関係もありまして、若干早めに切り上げたということは聞いておりますけれども、青少年に一流のプレーを見せていただきまして、大変有効であったと考えております。
- ◎三石委員 プロにも来てもらわないといけないし、それは大いに結構なことだけれども、 その費用と効果、そこの辺りのバランスに欠けているということはないですか。
- ◎三觜生涯学習課長 確かに費用が年間 1,000 万円以上ということですが、やはりプロに来ていただくには、それなりの芝の管理というものが必要です。 J リーグの誘致を推進していくからには、現状の芝の管理レベルを落とすことはできないと考えておりまして、春野運動公園の芝の管理と同等の管理をしているところです。

青少年センターの陸上競技場については、スポーツ振興計画に位置づけておりまして、 県議会の議決もいただき整備したものでして、整備に当たりましては、陸上やサッカーな どの関係団体の皆様からも熱心な御要望もございました。

- ◎三石委員 そういうことでそういう管理をしているわけですけれども、利用はプロだけ じゃないんでしょう。ほかにも使っていいんですよね。
- ◎三觜生涯学習課長 利用については、プロだけでなく高校の、例えばサッカーの選手権でありますとか陸上競技会、特に東部地区の小中学生の陸上の記録会とか、そういったことで御利用いただいています。また、サッカーの 18 歳以下とかの若手の大会なんかもこちらで開催をしていただいております。
- ◎三石委員 プロ以外に、どういうところがどのぐらいの頻度で使っているか資料は持たれていますか。
- ◎三觜生涯学習課長 例えば、今年の 10 月から 12 月末までですが、芝の養生期間もございますので、実際に利用ができた日が土日祝日ですので、14 日間です。そのうち実際に使った日が 12 日ということで、稼働率でいくと 85%の稼働率でございました。実際に利用したところは、高校のサッカーの選手権、それからジュニアのサッカーの試合、サッカーのキッズリーグ、それと、陸上でいいますとトラックフィールド指導者講習会なんかも開かれております。
- ◎三石委員 せっかく高いお金をかけて芝を整備して、プロのサッカー選手もいらっしゃいということやっているわけですから、プロだけじゃなくて、ほかの競技、サッカー以外の競技も含めて、多くの団体というかチーム、人にも利用してもらうようなことをやらないともったいないですね。どんどん使ってもらったらいいですよ。そういう働きかけというか、アピールはされているんですか。
- ◎三觜生涯学習課長 青少年センターにおきまして、近隣の中学校、小学校の校長会なんかに出向きまして、陸上競技場の利用とか、センターの利用も含めましてPRをしたり、各団体等にもPRをしているところです。
- ◎三石委員 春野も一緒ですけれども、せっかくいい手入れをしているわけだから使ってもらわなくちゃ意味がありません。どんどんアピールして使ってもらうようにしていただきたい。
- ◎金岡委員 令和2年度の芝管理委託料は幾らですか。
- ◎三觜生涯学習課長 令和2年度については、年間1,400万円程度です。
- ◎金岡委員 どういう評価の仕方というか、委託料の出し方をされたのか分かりませんが、 先ほどの説明によりますと、芝は安定してきた、定着してきたと言われましたが、1,400 万円程度のものが1,485万円になった理由は何でしょうか。
- ◎三觜生涯学習課長 金額が上がったことについては、業者に複数見積りを取り、その見積りを基に予算をお願いしたものです。今後、もちろん入札をして業者を選定することになります。

- ◎金岡委員 芝が安定してないときが安くて、安定してきたら高くなるというのは、どう も腑に落ちないんですけれども、いかがでしょうか。
- ◎三觜生涯学習課長 初年度ですので、私どもも芝の管理が、適切な仕様になっているかどうかが不明でしたので、基本的には、春野運動公園の仕様と同じようにして進めてまいりました。その結果、春野と同じ仕様でもいけることが分かりましたので、同じ仕様でやっていますけれども、金額については、業者の見積りによりますので、人件費等の高騰などが考えられると思っています。
- ◎金岡委員 人件費の高騰などということだと思いますけれども、ただ、芝の管理がやりやすくなって、芝の管理委託料が高くなるというのは、どうも分かりにくいところですが、業者が変わったわけですか。
- ◎三觜生涯学習課長 令和元年度と令和2年度は同じ業者です。今回お願いしております 予算については、これから入札をさせていただくことになります。
- ◎金岡委員 同じ業者がまた指名に入ることも考えられますので、できるだけ安価な方法をとっていただきたいと思います。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。
 以上で生涯学習課を終わります。

〈文化財課〉

- ◎横山委員長 次に、文化財課の説明を求めます。
- ◎中平文化財課長 文化財課の令和2年度補正予算について御説明をいたします。お手元の資料②定例会議案説明書(補正予算)の184ページをお願いいたします。

高知公園管理運営委託料の増額についてお願いをするものです。高知県立高知公園の管理運営については、来園者への対応や料金徴収、清掃や樹木の管理などの管理運営業務全般を平成30年度から令和4年度の5年間、指定管理者の入交グループ高知公園管理組合に委託をして実施をしております。管理運営に必要な経費は、天守駐車場料の利用料金収入と県からの管理運営委託料を原資としており、これにより指定管理者が運営を行う利用料金制を採用しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、来場者が直近数年間と比較して大幅に減少しておりまして、これに伴い、利用料金収入も同様に減少しております。そのため、管理運営に必要な資金の不足が見込まれますことから、適切な管理運営を行うために必要な経費として、管理運営委託料 5,284 万 6,000 円の増額をお願いするものです。

以上で文化財課の説明を終わります。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎三石委員 もうちょっと分かりやすく説明してもらえませんか。管理代行料は、管理運営費から利用料金収入を差し引いた額であると。それで、コロナで客も少なくなったし、

収入も少ないからお金をくださいということなんでしょう。

- ◎中平文化財課長 年度当初の計画では収入が1億2,300万円余り。支出が1億5,100万円、この差額の2,700万円余りを管理委託料ということで当初予算を組んでおりました。それが現在の見込みでは、令和2年度の収入見込みが4,000万円余り、支出が1億3,300万円余りということで、9,300万円の赤字が出るという試算をしております。これに管理運営委託料の2,700万円を加えまして、不足額が6,586万9,000円と予想しているところです。これに天守の懐徳館が4月に休館をしていまして、これに対する雇用調整助成金を入交グループが国から補助を受けておりますので、それを差し引いて、今回の補正額5,200万円余りをお願いするというところです。
- ◎三石委員 これ 5,280 万円余りを補正したらとんとんでいけるというわけですか。
- ◎中平文化財課長 現在、この見込みが9月までの実績ということで、計画からいうと約35%の入館者、それと駐車場が6割の利用ということで予定をして、この金額にしております。9月までですが、実際この予算を編成して以降10月、11月の人の入りが、大体10月が53%、11月が65%ということで順調に回復してきておりましたが、再度の感染拡大で少し厳しい状況になっていますが、35%よりは少しその期間には入っていましたので、おおむねこれで対応できるんじゃないかと考えております。
- ◎三石委員 対応できなくても辛抱してということは言えないですか。
- ◎中平文化財課長 今回の減収の原因がコロナ禍の影響ということで、事業者に責を求めるのは厳しいと思っております。最低限の支出ということで、当然支出の管理もしていきますが、それでも再度の減収が見込まれる場合については、また財政当局とも少し相談して、必要な管理運営委託料は追加で支払っていくということもあるかと思います。
- ◎三石委員 どうしても駄目なときには追加もしてやらないといけないですけれども、できるだけ補正を組んでやらないといけないところまでいかないように、企業も努力しなくてはいけないでしょう。それはコロナのせいもあるでしょうけれども、どんな努力をしているのですか。
- ◎中平文化財課長 高知城の入館に関しては、ここ3年間、30万人を超えるということで非常に順調に入館者が推移してきたと思っております。それについて、入交管理グループの管理運営者も、夏場など暑いときには水等を懐徳館の前へ構えて観光客へのいろんなサービスをやるとか、おしぼりを配って暑さに対して少しでも涼を提供するとかいろんな工夫をしてやってきていますので、このコロナ禍が少し収束すれば、今一度どういったサービスができるか検討も加えて、精いっぱいの入館を促していくということは、県も一緒にやっていきたいと思います。
- ◎三石委員 コロナ禍の状況でやむを得ないところはありますけれども、それはそれで置いておいて。やっぱりサービスをね、駐車場の誘導にしてもそう、何にしてもそう。その

辺りも、一生懸命やってくれているとは思いますが、再度お客さんに対するサービスも徹 底して、今まで以上にやってもらわないかんですね。

- ◎中平文化財課長 大変貴重な意見ありがとうございます。今のことを肝に銘じまして、 指定管理者と努力してまいります。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で文化財課を終わります。

以上で教育委員会の議案を終わります。

《請願》

◎横山委員長 次に、請願についてであります。最初に請第3の1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」です。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

〈書記朗読〉

◎書記 請第3-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」

2020年度より高知県では、小学校5年生の35人学級編制が可能となった。国が35人学級を小学校1年生のみにとどめている中で、これまでの県独自の措置(小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級)を拡大したもので、行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、小学校6年生や中学校2・3年生では、1クラスの人数が急増する事態があることからも、学び方の改革や新型コロナや新たな感染症対策のためにもさらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持解消などのための配置基準の見直しが求められている。

一方、高知県では小学校教員や養護教諭などで、充当率(定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率)が全国でも最も低くなっている。また、高知県では1か月以上も代わりの先生が来ない「先生のいない教室」が、2017年度は50件、2018年度は74件、2019年度は73件もあった。行き届いた教育実現のためにも、教員の確保は重要な課題である。

子育て世代の貧困状況が全国に比べても厳しい高知県においては、教育費の保護者負担をより一層軽減し、お金の心配なく安心して教育を受ける権利を保障することは、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要である。

山田、日高、市立高知の各知的障害特別支援学校は在学児童生徒数が増加し、深刻な過密状態となっていることから、その過密状態の早急な解決が必要である。また、過密状態のより抜本的な解決と知的障害児教育の充実のためには、県立で寄宿舎のある知的障害特別支援学校を高知市に新設することが望まれる。

地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退することから、学校

が地域にあることは重要である。

日本国憲法や子供の権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。

- 1、県独自で行っている少人数学級を小学校6年生と中学校2・3年生、高校について も拡大すること。また、「20人以下学級」を展望した少人数学級の実現と教職員定数改善 を国の責任で行うよう、働きかけること。
 - 2、定数を下回らないように学校現場への教職員の確保と配置を進めること。
- 3、授業や学校運営に影響が出ないように、休んだ先生の代わりの先生がすぐに配置で きるようにすること。
- 4、給食の無償化や教材費・部活動費の補助など、教育費の保護者負担をさらに軽減すること。
 - 5、全ての子供が安心して教育を受けられるよう、次の支援制度を実現すること。
- (1) は飛ばします。
- (2) 県内の一部地域や自治体で行われている通学費等の援助を全県に拡大するため県独自の対策をすること。
- (3) 県下の自治体に広がってきた就学援助制度の入学準備金の前年度支給を全県に拡大するため県独自の対策をすること。
 - 6は飛ばします。
- 7、複式学級基準の改善を国に働きかけること。また、それが実現するまでの間、県独 自でかつて行っていた基準の引下げなどで全ての小学校1年生の単式化と、飛び複式学級 の解消を行うこと。
- 8、特別支援学校の「設置基準」をつくるよう、国に引き続き働きかけること。また、 特別支援学級の学級編制標準(現在は1クラス8人)を県独自に引き下げること。
 - 9、知的障害特別支援教育の充実を図ること。
 - (1) 知的障害特別支援学校の大規模化・狭隘化を早急に解消すること。
- (2) 高知市に県立で寄宿舎のある小・中・高の知的障害特別支援学校を 100 名規模で新設すること。
 - 10、全教室・体育館へのエアコン設置やブロック塀の改修を進めること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目 1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会代表世話人、井上美穂ほか 6,487人。

紹介議員、塚地佐智、米田稔、中根佐知、岡田芳秀、吉良富彦。

受理年月日、令和2年12月15日。

◎横山委員長 それでは順次、関係課からの参考説明を求めます。

〈小中学校課〉

②武田小中学校課長 小中学校課です。提出されております請願のうち、項目の1、2、3、4、5の(3)、7が小中学校課の担当業務となりますので、この6つの項目を小中学校課より説明します。

まず、請願項目1の少人数学級編制の拡大や、20人以下学級を展望した教職員定数改善についての項目です。学力の問題や不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題の解決が求められる中で、本県では、平成16年度から全国に先駆けて、少人数学級編制の取組を始めてきました。これまでに小学校1・2学年と中学校1年生で30人学級編制を、小学校3・4学年で35人学級編制を実施し、この請願書にありますように、令和2年度には、小学校5年生の35人学級編制を拡大したところです。令和2年度においては、少人数学級編制を行うために、国からの加配や県単独の加配を合わせて116人の教員を配置しているところです。

少人数学級制度については、県独自の加配措置として実施しており、厳しい予算状況下ではありますが、小学校5年生まで拡大したところであります。この少人数学級編制を一気に全ての学年に拡大するとなると、さらに60人の加配が必要となりますので、現状においては大変厳しいところです。

今後は、今年度実施した小学校5年生の少人数学級編制の成果・効果をしっかりと検証 し、他の学年への拡大についても検討したいと考えています。少人数学級制度の継続及び 拡大には国の加配措置が欠かせませんので、今後も引き続き、国の定数改善の動向を注視 しながら、国に対して加配定数の維持・充実を含めた定数改善について要望してまいりま す。

次に、請願項目2の教職員の確保についての項目です。市町村立学校の教員の定数は、 法律によって毎年の学級数等から算定される基礎定数と、毎年国の査定を受けて配分され る加配定数を合計したものになります。特に加配定数については、基礎定数と異なり、次 年度以降の配分が十分に見通せないところがあります。そのため、一定数の定数内の臨時 教員を確保し、配置を行っているところです。児童生徒への継続的な指導を考えた際には、 正規教員の割合を増やしていく必要があると考え、今後の定数の推移を見据え、できる限 り多くの採用に取り組んでいるところです。まずは来年度において、標準校による定数を 充足するように取り組んでまいります。

今後も国の定数改善についての動向にも注視しながら、学校現場における教職員の確保 に努めてまいります。

次に、請願項目3の教員の代替者の配置についての項目です。教員が病気等により休業した場合には、県に臨時教員志願書を提出し、名簿登録をしている方を代替教員として配

置しております。ただ、現在、臨時的任用を可能とする臨時教員の現状は、少子化が進む中で教員を志す者が減少していること、また退職者が増加し、教員の採用数を伸ばしていること等から、臨時教員の絶対数が減少し、代替教員が少なくなってきている状況があります。

このようなことから、病気休暇等を取った教員の補充が十分にできない状況ができており、児童生徒の皆さんや保護者の方々、また学校に大変申し訳なく思っております。これから教員の代替者の確実な配置を行うためには、県内在住で教員免許を持つ方を掘り起こすこと。育児休業の代替教員としての任用期間を付した教員採用を行うことにより、教諭として配置すること。退職教員への再任用の働きかけを積極的に行うこと。再任用に係る短時間勤務を可能とするなどの勤務時間の緩和を行うこと。働きやすい条件に合った形での非常勤講師の雇用も進めることが重要だと考えております。

また、教員採用審査の受審者を増やすことも人員の確保につながると考え、県外における採用審査や県外の正員を対象とした教員採用審査の実施、教諭の受審可能年齢を 49 歳までに引き上げること。全国で一番早い採用審査の実施。県内外の大学での説明会において、本県教員採用審査受審についての大学生への呼びかけの実施を行っております。

さらに今後は、来年度の臨時教員の志願者について、志願者の受付をいたしましたら、 順次採用の内示を行うことで他県からできるだけ多く雇用し、必要な教員数の確保に努め ていきたいと考えております。

次に、請願項目4の教育費の保護者負担の軽減についての項目です。学校給食は児童生徒の健康の保持・増進や食育の観点などから、教育の一環として大変重要な役割を担っていると考えており、生活保護など経済的に厳しい家庭については、市町村や県が必要な援助を行っているところですが、無償化については負担規模も大きく、継続的な財源の確保が難しいことなどの課題があることから、県教育委員会としては、国や市町村の今後の動向を注視していきたいと考えております。

市町村立の小中学校の教材を整備する費用については、設置者でもあり、実施主体として責任を負っている市町村が負担しています。と言いましてもこの経費については、国の地方交付税措置がされており、一般財源として市町村に交付されています。市町村教育委員会には、この財政措置も活用しながら、各学校での整備をお願いしているところです。この財政措置は、それぞれの市町村が計画的に整備を進めていく上では、極めて重要な制度ですので、今後とも制度の動向に注視するとともに、学校の実態と照らして、制度内容の見直し等が必要となりましたら、積極的に要望や提案を行っていきます。

部活動費については、就学援助制度により市町村が援助を行っておりますので、県としても、この就学援助制度が有効に活用されますよう市町村に要請してまいります。

次に、請願項目5の(3)の就学援助制度についての項目です。この制度は、学校教育

法の規定に基づいた国の制度でありまして、市町村が実施主体として、この制度の運用を行っております。新入生を対象とした学用品費等の入学前支給については、国の要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱が平成29年3月31日に改正され、従前から補助対象であった中学校の入学前だけでなく、小学校に入学する前の支給についても補助対象となりました。

学用品費等の入学前支給の県内の実施状況については、国が全国の都道府県を対象に実施している就学援助実施状況等調査の結果から見ますと、交付要綱改正前の平成 28 年度以前には、入学前支給を行っている市町村はありませんでしたが、要綱改正後の平成 30 年度新入学分については 12 市町村、直近の令和 2 年度新入学分については 24 の市町村が入学前支給を予定していると回答しております。県としては、現時点ではこの制度に対する新たな支援を行うことは考えていませんが、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を含め、就学援助制度がその趣旨に沿って有効に活用されるよう、市町村に対して様々な機会を通じて要請してまいります。

最後に、請願項目7、複式学級の編制基準の改善についての項目です。現在本県では複式学級の編制基準については、国の基準と同様のものとしていますが、小学校1年生を含む複式学級の児童が8人の場合において、1年生の学習支援を行う意味で、加配教員の配置により複式解消を行っているところであり、今後もこのことについては継続していきたいと考えております。しかしながら、複式学級の解消を図ったり、複式学級の編制基準を引き下げる等を行うためには、県単独で財源を確保し、教員を配置しなくてはならないものであり、現状において、県単独で複式学級の編制基準を引き下げ、複式学級の解消を拡大していくことは困難であると考えております。

今後とも、国の定数改善等の動向も注視しながら、国に対して、さらに改善に向けた要望していきたいと考えています。

〈高等学校課〉

◎濱川高等学校課長 高等学校課です。請願項目の1と5の(2)が担当ですので、続けて説明をします。

まず、請願項目1、少人数学級の高校への拡大についてです。教職員の配置は高校標準 法の定めによることが原則であり、生徒数が減少している現状において、教職員数の大幅 な増加は難しい状況です。しかしながら、これまでも本県の教育課程の解決のため、県独 自の加配定数を積み上げ、習熟度別学習や指導方法の工夫改善など、学力向上支援対策を 行ってまいりました。また、高等学校では選択科目別の授業に分かれての小人数指導を行 っており、平成26年度から教員とともに学習指導を行う学習支援員を授業や補習で活用す るなど、個に応じた指導にも努めております。

さらに、中山間の高校においては、生徒が希望する大学等への進学のための教科選択が

できるように、本年度、岡豊高校教育センター分室から遠隔授業を配信し、少人数授業の開講も行っております。

今後も、子供たちへのきめ細かな指導支援を行うことができるよう、授業改善に取り組むとともに、教育環境のさらなる充実を図るために、教職員の加配措置を国にも要望していきたいと考えております。

続きまして、請願項目5の(2)通学費等の援助についてです。現在、市町村が行っております高等学校への就学を保障する支援には、通学に関する保護者の負担軽減や地元の高等学校への進学の促進、統廃合により遠距離の高等学校に通学することになる生徒に対する通学支援など、市町村がそれぞれの目的に応じて就学支援を行っております。県として新たに通学費の支援を行うことは考えておりません。県教育委員会としての通学費の支援ついては、高等学校の統廃合を行った場合、通学距離が延び、就学が困難な状況となる生徒に対し、通学費の負担を軽減するために、高知県県立高校通学支援奨学金制度を既に設けており、今後も現在の奨学金制度を継続することで対応してまいりたいと考えております。

〈特別支援教育課〉

◎平石特別支援教育課長 特別支援教育課については、請願項目8と9です。

まず、8の特別支援学校の設置基準については、現在、特別支援学校の設置基準は作成されておりませんが、10月7日の中央教育審議会初等中等教育分科会において、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の策定を求めることが、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(中間まとめ)」の中で示されたところです。県教育委員会として文部科学省に問合せをいたしましたけれども、設置基準の策定時期や具体的な内容については未定ということでした。

県としては、特別支援学校設置基準をつくるよう国に求めることは考えておりませんが、 国の動き等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、9の知的障害特別支援教育の充実についてです。①の知的障害特別支援学校の大規模化、狭隘化の解消に係る内容です。本県では少子化の傾向がある中、県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加のため、学校の狭隘化等が課題となっており、各特別支援学校では増築や特別教室を普通教室に転用するなどして対応を行っております。

昨年度、この課題に対し、将来を見据えた抜本的な解消の方策について検討することを 目的として、保護者の代表や学識経験者、近隣の市町村教育長、関係機関の代表者などで 構成する「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」を設置し、 計4回の協議を経て、12月に県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加による大 規模化及び施設等の狭隘化の課題に、スピード感を持って対応するためには、学校整備に 長期間の時間を費やすことができないため、高知市もしくは南国市、香南市、香美市にお いて 40 人から 50 人規模の新たな学校の設置を含んだ対応策が必要であるという提言を受 領いたしました。

県教育委員会としては、検討委員会の提言に基づき、新しい知的障害特別支援学校を現 高知江の口特別支援学校校舎を活用して設置することとし、令和4年4月開校を目指して 準備を進めております。

引き続きまして、(2)の項目、高知市に県立で寄宿舎のある小中高の知的障害特別支援 学校 100 名規模で新設することに関する内容です。県教育委員会といたしまして、高知市 新本町の現高知江の口特別支援学校を改修し、新しい知的障害特別支援学校を設置するこ ととしております。

寄宿舎の設置については、検討委員会でも協議されてきましたが、寄宿舎の設置の目的は通学困難の児童生徒のためとされており、新しい学校が高知市内の中心部で交通の便がよい場所にあることから、現状では、寄宿舎を設置することは考えておりません。また、寄宿舎棟は個別学習室やカームダウンルーム室として活用し、発災時には避難する場所として考えております。

設置学部については、検討委員会の中でも検討がなされ、小中高一貫校の設置が望ましいが、インクルーシブ教育の理念や人数規模、可及的速やかな対応が必要であることを考慮すると、まずは人数の多い中高等部の設置が望ましいという意見をいただいております。中学部、高等部と年齢が上がるにつれて、専門性を求めるニーズが高まってくることなども考慮し、中学部と高等部を設置し、中学部段階から将来の職業自立を視野に入れた取組を行いたいと考えております。

人数規模については、少子化の傾向がある中でも知的障害児童生徒数については、近年の上昇率を加味したところ、令和22年には650人と今年度と同等の人数になると推計いたしました。課題となっている山田特別支援学校校区では40人から50人規模の人数超過の状態が続くと推計されるため、この規模への対応策が必要となりましたが、この対応によって大規模化、狭隘化の課題は解消できると考えております。

〈小中学校課〉

②武田小中学校課長 前後いたしますけれども請願項目8の後段の特別支援学級の学級編制基準、現在1クラス8人を県独自に引き下げることについては、小中学校課が所管ですので、小中学校課が説明します。

国の定める特別支援学級編制の基準である1学級の上限児童生徒数8名を引き下げ、少人数化をして対応することは、一つの有効な手だてであると考えます。しかし、現在文部科学省においては、特別支援学級の1学級当たりの児童生徒数の標準を引き下げる計画が

策定されていないところです。今後も引き続き、国に対して特別支援学級編制の標準の見直しを要望したいと思います。本県においては、多人数の特別支援学級がある場合や、障害が重複したり、重度の障害がある児童生徒が入級するような場合などは、必要に応じて児童生徒支援のための加配を措置しているところです。

そのため、これ以上に8名の特別支援学級を少人数化して対応するために、県独自で定数措置を行うことは財政的に厳しい状況にあります。また特別支援学級を初めて担任する教員に対して、児童生徒に適切な指導ができるように研修を実施したり、特別支援教育の専門的な見地を持った教員を育成するため、高知大学教職大学院に現職教員を派遣するなど、人材育成にも取り組んでいるところです。

今後も引き続き、国の加配定数の確保に努めるとともに、国に対して特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う定数改善について、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会とともに要望してまいります。なお、本県においては、対象児童生徒1名から障害種に応じた特別支援学級を設置しております。

〈学校安全対策課〉

◎大崎学校安全対策課長 学校安全対策課です。請願項目の10の全教室・体育館へのエアコン設置やブロック塀の改修について、説明をします。

まず、エアコンの設置についてです。県立学校の普通教室については、既に全ての教室にエアコンを設置しておりまして、特別教室についても、窓を開けて授業できないパソコン室、調理室、音楽室などを優先して設置をしております。また、今年はコロナ対策として密を避けて授業を行うため、国の新型コロナの臨時交付金を活用しまして、特別教室への新たな設置も行っているところです。今後エアコンを設置していない特別教室については、施設の長寿命化改修などの老朽化対策と併せまして設置を検討してまいります。

市町村立学校については、普通教室への設置は平成30年度の国の補正予算で措置されました臨時特例交付金等を活用し、整備が進められておりまして、使用頻度の低い教室や統廃合を予定している学校を除きまして、設置は完了をしております。特別教室についても、平成30年9月時点で34.5%でしたが、本年9月1日現在で52.4%と整備が進められている状況です。国の臨時交付金事業は終了しましたが、学校施設環境改善交付金を活用することができますので、引き続きこうした情報提供を行ってまいります。

次に、学校体育館については、子供たちの学習、運動の場でありますとともに、多くが 災害時の避難所となっていますことから、全国的にも空調設備の設置が求められていると ころです。しかしながら、整備に当たりましては施設規模が大きく、またランニングコス トも発生をしまして、相当の予算が必要になります。このため、引き続き国や他県の動向 などを注視しながら、国に対しまして全国知事会などを通じまして、財政的な支援の拡充 を要望してまいりたいと考えております。 次に、ブロック塀の改修についてです。県立学校については、平成28年度からブロック 塀の改修等の対策を実施してきておりまして、昨年度中に全ての学校の対策が完了してお ります。

市町村立学校については、平成30年度の国の臨時特例交付金や緊急防災・減災事業債などの財源を活用し、対策を進めており、安全性に問題があるブロック塀を有する学校は、昨年4月1日時点では100校ございましたが、本年9月1日現在では31校に減少しており、このうち約半数の学校で、本年度中に対策は完了する予定となっております。

来年度以降に対策を行う予定の市町村に対しては、早期に対策が実施されますよう引き 続き要請を行ってまいります。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 ちょっと基本的なところを1点お聞きしたいと思います。1のところで、定数改善ということなんですけれども、国に働きかけるとなると、今の状況を見ても、加配ではなくて標準法そのものの数を増やすということで要求していくことが妥当だと思うんです。今の文科省と財務省の駆け引きは標準法で、加配を何人にするのかってことは言っていないんです。先ほどの御報告は、加配の充実について国に対して要求していくと。なぜ、標準法そのものの本丸に迫らないんですか。標準法そのものの数を充実せよと。それは文科省を応援することになるんじゃないですか。そこら辺の説明をお願いします。
- ◎武田小中学校課長 本日の新聞にも出ておりましたけれども、今度の予算のほうで今現在折衝しておりまして、小学校については5年計画で標準法が改正されて、小学校のほうは35人学級になっていくという中で、今のところは、加配定数のみでやっている状況です。今、小学校の少人数学級をやるには加配をいただかないとできない状況ですので、そういった意味で、国に対しては加配を要求していきたいと考えております。また、国のほうもそういう動きになっておりますので、でき得る限り標準法を改正していただき、小学校の35人学級にしていただけるように、お願いをしたいとも思っております。
- ◎吉良委員 だから、文科省を応援するためにも、標準法そのものの充実、定数増を要求していくことが筋じゃないかと聞いているわけ。その腰が引けているところが許せないわける。教育長どうですか。
- ◎伊藤教育長 これまでの少人数学級の加配の話でいきますと、やはり実現性の高いところは加配の要求のところであったので、そういう要求をしてきたんだろうと思います。今回、標準法のほうまで手がつくようになりましたので、やっと動くんだという気持ちを持っております。大事なところについては、そういった標準法のところも踏まえて、これから要請なんかも検討を進めていきたいと思います。
- ◎吉良委員 ぜひ、この請願の項目について、方向性は同じですので、その方向で頑張るということで、姿勢を正してやっていただきたいとお願いしたい。

◎横山委員長 それでは質疑を終わります。

次に、請第4-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」です。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

〈書記朗読〉

◎書記 請第4-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」

2020年4月から高等学校の就学支援金が増額され、年収590万円未満の世帯には、全国的に授業料(施設整備費等を含む)の額が年額39万6,000円まで減免されるようになった。また高知県の場合、年収350万円未満の世帯には、年額43万2,000円まで上乗せして減免される。さらに年収700万円未満までの世帯には、一定額の減免が実現し、多くの世帯で授業料負担が軽減された。しかし年収700万円以上の世帯は、従来どおり授業料を全額自己負担しなければならない。

さらに平均 15 万円を超える入学金については、全国的には減免の対象とする県が増えて きているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。

また、高知県の私立高校経常費助成高校生1人当たり単価は、36万3,035円(2020年)なのに対し、公立高校の場合(公立高校生1人当たり消費的支出)は147万9,005円(2018年)で、4倍以上の格差がある。

私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を 果たしている。国や高知県のお金は県民の税金であり、公立・私立を問わず教育は公の仕 事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけること。

ついては、次の事項が実現されるよう請願する。

- 1、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。
- 2、経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。
 - 3、教育予算を増額すること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目 1-10、高知私学助成をすすめる会会長、岡村佐由紀ほか 2万6,723人。

紹介議員、塚地佐智、岡田芳秀、米田稔、中根佐知、吉良富彦。

受理年月日、令和2年12月15日。

◎横山委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

〈幼保支援課〉

◎戸田幼保支援課長 幼保支援課です。まず1の保護者の教育費負担の公私間格差を是正することについてです。平成27年度から施行となりました子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度には、県内の私立幼稚園23園中21園が移行し、来年度さらに1園が移行する予定となっており、新制度に移行した私立幼稚園を利用する3歳から5歳の全ての子供の利用料は、昨年10月からスタートしました幼児教育保育の無償化により無償となっており、利用料については保護者負担がないことは、公立・私立で同じです。

続きまして、2の経常費助成補助の県加算を幼稚園にも拡充することと、3の教育予算 を増額することについて、関係しますので併せて御説明します。

子ども・子育て支援新制度での私立幼稚園の運営費については、保護者へ支給される教育給付費を施設が法定代理という形で、保護者に代わって市町村から受領する施設型給付制度となっております。これは、幼稚園、保育所、認定こども園など新制度が適用されます全ての施設に共通の制度となっておりまして、給付基準額は、国が施設の教育保育に通常要する費用の額、例えば人件費や教育材料費などの額を勘案して、地域や施設の利用定員、児童の年齢に応じて定めており、同じ条件であれば全国同額となっております。

新制度に移行していない私立幼稚園の運営費であります私学助成費については、今年度 2園のみが対象となっておりますけれども、国から示される国庫補助単価と地方交付税単 価を合算した金額を県が補助金として交付しておりまして、その額は年々微増しておりま す。

今後も子ども・子育て支援新制度の施設型給付額及び私学助成費とも教育保育を実施する上で適切な金額となるよう注視してまいります。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 ございませんか。質疑を終わります。

これで、教育委員会に関わる請願を終わります。

《報告事項》

◎横山委員長 続いて、教育委員会から4件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますのでこれを受けることにします。

〈教育政策課〉

- ◎横山委員長 最初に、新型コロナウイルスの感染拡大に対する学校等の対応について、 教育政策課の説明を求めます。
- ◎菅谷教育政策課長 教育政策課です。新型コロナウイルスの感染拡大に対する学校等の対応について御報告をします。お手元の資料の赤色のインデックス、教育政策課のページをお開きください。

全国的な感染の再拡大に伴い、本県においても感染者の確認が続いており、9日には県

の基準が特別警戒まで引き上げられる中、12月に入ってからは学校関係者の感染も確認されております。本日までに、1にございますように、県立学校の公表分といたしまして、高知西高等学校、高知国際中学校、高知工業高等学校、高知若草特別支援学校国立高知病院分校、春野高等学校、幡多農業高等学校、高知追手前高等学校吾北分校、宿毛高等学校で生徒及び教職員の感染が確認されたところです。いずれの場合も学校内での感染拡大は確認されていなかったことから、濃厚接触者の把握や消毒作業のために数日間休業した場合を除き、感染者の確認以後も学校は通常どおり授業を実施しているところです。

文部科学省の衛生管理マニュアルにおいても、臨時休業は一律に判断するのではなく、 個々の状況を踏まえ、保健所等とも協議しながら決定することとされており、今回もそう した方針に沿った対応としたところです。

また、学校での感染者の確認はされておりますが、校内の感染拡大を防いでいることについては、日々の感染防止対策が徹底されるとともに、感染者の確認等の場合の初動についても、これまでの蓄積等を踏まえ、一定の体制が整ってきた成果であると考えています。

なお、一覧に記載しております以外にも学齢期と見られる子供の感染事例は報告されて おるところですけれども、校名等の公表は各設置者の判断となることから、ここでは、県 立学校分の公表したものに限って御報告をします。

県教育委員会としては、県の警戒ステージの引上げ等も踏まえまして、出席停止の基準に係る通知を発出し、従来、本人に発熱等の症状がある場合としていた出席停止の運用の 基準について、リスクが高い地域においては、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる 者も、この出席停止の対象とすることなどを通知したところです。

また、部活動については、高知市内では平日・休日ともに1時間以内、高知市以外の地域においても、平日は2時間、休日は3時間までとするとともに、活動内容等の工夫によりマスクを着用したまま実施することや、公式戦を除く練習試合の制限等を通知したところです。

感染者が確認された場合の対応マニュアルについても、これまでの対応実績を踏まえ、より一層迅速な対応が行われるよう、各保健所等とも協議した上で改訂を行っており、14日に通知を発出したところです。

高校入試に関する対応ですが、年度当初の臨時休業等による学習の遅れについては、各中学校等での取組によって取り戻せている状況にはございますけれども、入試直前に感染が拡大するリスク等もあることから、あらかじめ出題範囲を縮減することについて決定し、11月13日付で通知をしたところです。

また、入試の方法については、原則として教室で受ける人数を分散させることなど感染 防止対策を徹底し、志願先の高等学校で受験することについて、これは例年どおりの志願 先の高等学校で受験すること等を想定しておりますが、入試の時期に県内で感染が蔓延し ており、市町村間の移動等も控えなければならない場合など、そうした状況も想定をして、 居住する市町村にある県立高校、もしくは市町村内に県立高校がない場合には、生徒が在 籍をしている中学校を試験会場とすることについて、市町村教育委員会連合会と協議をし ているところです。

本日御報告をいたしました対策に加え、引き続き、さきの9月議会でも御報告いたしました、学びを取り戻す、子供たちの心に寄り添う、学校等における感染を防ぐ、再度の感染拡大に備えるといったこの4つの観点に基づいて、こうした対策にもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。
以上で教育政策課を終わります。

〈高等学校課〉

- ◎横山委員長 次に「第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)」終了報告について高等学校課の説明を求めます。
- ◎川谷高等学校課企画監 開催内容を変更し、ウェブ上での発表・交流として実施しました「第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)」の終了報告について御説明します。お手元の資料の報告事項、赤色のインデックス、高等学校課の1ページをお開きください。

本大会の趣旨は、高等学校生徒に芸術文化活動の場を提供することにより、芸術文化活動への参加意欲を喚起し、創造的な人間育成を図るとともに、芸術文化活動を通じて、全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図ること、また、大会参加者の文化の力で日本文化を生かした次世代に誇れるレガシーの創出に取り組むことです。

そのために4つの事業目標を掲げております。開催までの歩みを御覧ください。

2020 こうち総文の運営の中心になったのは、県下全域から公募により集まった生徒実行委員です。生徒実行委員は、平成30年7月13日に第1期39名、令和元年6月14日に第2期45名が委嘱され、約2年間にわたり2020こうち総文の企画運営を行ってきました。平成30年8月には2018信州総文祭、令和元年7月には、2019さが総文を視察し、大会運営に必要な様々な引継ぎを受けるとともに、先催県の生徒実行委員との交流により、多くの学びを得ました。また、平成31年3月の500日前PRイベントや令和元年9月の開催300日前イベントなど、県内各地での幾つものイベントの企画運営を通じて、高知県内での本大会の認知度の向上を図ってきました。

本年5月12日に新型コロナウイルスの影響から、通常開催ではなくウェブ上での発表・

交流に開催内容が変更になって以降も、気持ちを切り替えて、3か月間という短い期間で大会の準備を行い、ウェブ上での全国へのメッセージやおもてなし動画の作成を行い、高知家の魅力発信、おもてなしを実現しました。大会期間中は参加者同士のメッセージの交換やリモートでの交流等も行われ、これまでの総文祭にはない形でのつながりが生まれ、全国や海外の生徒たちの友好のかけ橋となりました。高校生たちは、こうした活動や企画を主体的に行うことを通じて、自主性や協働性を育んでまいりました。

2ページは、大会の実績です。大会期間は本年7月31日から10月31日までの約3か月間で、大会参加者は1万3,045人、参加校は2,394校でした。左の総合開会式ですが、委員の皆様にも御出席をいただきまして、8月6日に高知市文化プラザかるぽーとにて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催いたしました。内容は式典・交流と開催地発表としてミュージカルを上演いたしました。出演生徒148名、運営生徒は92名、観覧者は155名です。総合開会式の様子は高総文祭初となるライブ配信を行い、10月末時点で約2万回の御視聴をいただきました。

次に、真ん中の WEB SOUBUN についてです。ウェブ上に掲載された 23 部門の作品等は、特設サイトで 7月 31 日から 10月 31日までの 3 か月間公開し、約 20万のユーザー、約 363万回のページビューとなりました。WEB SOUBUN の開催により、ウェブ上での文化芸術の発信や新しい発表の在り方をお示しできたことも、レガシーの一つと考えております。

次に、右欄の高知県独自の取組についてです。県内代表生徒による実施報告発表会を8月2日から6日にかけて、かるぽーとで実施しました。ステージ発表、展示発表や囲碁・将棋の競技会を開催しました。発表した県内の高校生たちは、大会が内定した平成27年度から研修会などを通じて、力量の向上に努めてまいりました。通常開催でその力を発揮することはかないませんでしたが、実施報告発表会やWEB SOUBUN を通じて、育んできたその力を精いっぱい披露しました。そのほか、各部門の作品等を収録した部門記録集を発行するとともに、生徒実行委員のこれまでの活動内容を取りまとめた生徒実行委員会報告書を作成し、お手元に配付しておりますので、後ほど御覧いただけたらと思います。

最後に、左の下段のおことば及び御懇談についてです。本大会では、総合開会式への御臨席、部門の御観覧はなくなりましたが、秋篠宮皇嗣殿下から、WEB SOUBUN へお言葉を賜り、秋篠宮皇嗣、同妃両殿下と悠仁親王殿下に総合開会式のライブ中継を御覧いただきました。また、8月19日には、生徒実行委員を中心とした計19名の県内高校生と、オンラインにより御交流いただきました。

生徒実行委員の活動は、本年8月30日に解散式を行い終了しました。実行委員会事務局については、10月の人事異動に伴い、正職員17名から8名に体制縮小を行い、現在、大会記録集の作成などの業務を行っているところです。

大会運営経費である実行委員会への負担金については、当初予算の2億1,933万6,000

円を6月の県議会で、パレード、国際交流、部門大会の開催経費等の減額補正をいたしまして9,771万3,000円としております。今後、関係経費の最終の精算を行い、2月の実行委員会で報告の上、本年度末に県に残額の返還を行う予定です。

委員の皆様には、2020 こうち総文について御理解をいただき、大会を支えていただきましてありがとうございました。この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

◎横山委員長 質疑を行います。

報告は以上です。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。
以上で高等学校課を終わります。

〈特別支援教育課〉

- ◎横山委員長 次に、教職員の不祥事について、特別支援教育課の説明を求めます。
- ◎平石特別支援教育課長 特別支援教育課です。県立学校教職員の不祥事事案2件について説明します。総務委員会資料報告事項の赤ラベル、特別支援教育課1ページ、右上に資料①と書かれてあるものを御覧ください。

1件目の事案は、県立学校教員による児童ポルノ所持等に係る懲戒処分事案です。懲戒処分を受けた教員は、県立山田特別支援学校田野分校教諭です。同教諭は、令和元年7月頃自宅で私物のパソコンにファイル共有ソフト Shareaza をインストールし、同ソフトのアップロードファイル内にわいせつな動画データファイル1点を入れた状態で同ソフトを起動させ、同ソフトを利用する不特定多数のインターネット利用者に対し、当該わいせつな動画データファイル1点を再生閲覧が可能な状態にしていました。同教諭はこのような行為を繰り返し行っており、同年10月18日金曜日、高知県警察は同教諭が当該わいせつな動画データファイル1点を公然と陳列していることを確認しております。

また、同教諭は、令和2年1月頃、自己の性的好奇心を満たす目的で、同ソフトを利用してダウンロードした児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の児童ポルノに該当する動画データファイル1点を所持し続けていました。同教諭は、令和2年3月19日木曜日午前7時頃「わいせつ電磁的記録媒体陳列」の容疑により家宅捜索を受け、県警察の取調べに対し、同容疑及び児童ポルノ所持を認め、同年10月22日木曜日付で、罰金50万円の略式命令を受けました。なお、学校のパソコン内には児童ポルノやその他わいせつな画像及び動画は保存されていないことを管理職は確認しております。

今回の事案については、令和2年3月19日木曜日午前7時頃、同教諭が、室戸警察署からわいせつ物頒布罪(刑法第175条)の容疑により、自宅で家宅捜索を受け、その際、学校に連絡したことで発覚しました。動機について、同教諭は、性的な興味関心とその欲求

を満たすために、ファイル共有ソフトを使用し、わいせつな動画を不特定多数の者が再生 閲覧できる状態にしていたことについては、「みんなに見てもらいたい気持ちがあり、こち らが一方的に画像や動画をもらうだけでは悪いと思っていました」と述べております。

同教諭の行為は、学校教育の中でも、とりわけ児童生徒の人権を尊重し、安全で健やかな成長の手助けをすることが求められる特別支援教育に関わる教員としての責務に反し、児童生徒や保護者の方々の信頼を裏切り、深く傷つけるものであり、子供たちの倫理観や社会性を育み、規範意識を高揚させるべき教員が、このような行為を図ったことは到底許されるものではありません。さらに、その社会的影響は計り知れず、教育公務員の社会的信用を著しく失墜させたものであることから、令和2年11月18日付で停職6月の懲戒処分としたものです。なお、同教諭からは退職願が提出されていたため、同日付で退職を承認いたしました。

続きまして、2件目の事案です。2ページ、右肩に資料②とあるものを御覧ください。 県立学校教員による無許可営利企業従事等に係る懲戒処分事案です。処分を受けた教員 は県立特別支援学校教諭です。同教諭は市販されている漫画を基にした、いわゆる同人誌 を作成し、平成25年2月から東京都及び大阪府で開催された同人誌即売会に参加し、当該 同人誌の販売を始めました。さらに平成26年8月からは、同人誌即売会での販売に加えて、 インターネットを利用した通信販売も始め、平成25年2月から令和2年10月までの間に、 同人誌を計54作品作製し、そのうち52作品を有償で販売することにより、任命権者の許 可を得ることなく、累計で1,100万円を超える売り上げがあり、約175万円の利益を得て おりました。

さらに、同教諭は同漫画が好きな者同士で会話をしたいという思いから、ソーシャル・ネットワーキング・サービスである Twitter のアカウントを開設し、このアカウントを使用して、平成23年7月頃から勤務時間中、短時間ではございますが、1日に1回から5回程度、職務上必要がないにも関わらず、職務を離れて Twitter を使用していました。

今回の事案については、同教諭が無許可で同人誌の執筆・販売を行っていること、収入を納税申告していないこと、コロナ禍にもかかわらずイベントへの参加をしていることなどが書かれた匿名の手紙が、学校及び教育委員会に届いたことにより発覚いたしました。また、同教諭は動機について、「作品を好きな者同士での会話を通じて、自身も2次創作をしてみたくなり、自身の作品に多くの反応が欲しいという自己承認欲求がエスカレートしていき、同人誌即売会に参加し、会場で多くの方に声をかけてもらえる嬉しさが忘れられず、同人誌を作成し頒布を続けていました」と述べています。

同教諭の行為は、社会人として規範意識や遵法精神が欠如した行為であり、子供たちの 社会性を育み、規範意識を高揚させ、健全な育成をつかさどる教員としての責務に反し、 児童生徒や保護者の方々の信頼を裏切り、教育公務員の社会的信用を失墜させるものであ ることから、令和2年11月18日付で、戒告の懲戒処分としたものです。

度重なる不祥事により県民の皆様の信頼を大きく損なう事態となり、誠に申し訳ありません。本事案については、11月27日に臨時県立学校長会議を開催し、教育長から改めて服務規律の徹底を図り、勤務時間外においても教育公務員として自覚ある行動を行い、また、職場内で何でも話すことができる風通しのよい職場環境づくりや、ささいな変化に気づくことができる同僚性を確立し、不祥事のない職場づくりに向けて粘り強く取り組んでまいります。

特別支援教育課からは以上です。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎西森委員 同人誌の作製・販売をした教諭の関係ですけれども、概要の中で、同人誌を54作品作製し、そのうち52作品を有償で販売したとあります。その後に「任命権者の許可を得ることなく」とあるんですけれどもこれはどういうことでしょうか。許可を得ていたならば、これに関しては市販されている漫画を使ったということで当然駄目なんでしょうけれども、もろもろの販売に関しては、許可を得ていれば構わないということになるんですか。
- ◎平石特別支援教育課長 許可ということですけれども、高知県職員の営利企業への従事等の制限に関する規則というのがございまして、任命権者の許可の基準がございます。その中で、まず職務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合であったり、その営利企業が職員の勤務する機関と密接な関係にあって、不当な結果を生ずるおそれがある場合、あるいはこの2号のほかに、全体の奉仕者たる公務員として妥当でないと認められる場合には、許可を与えることができないということになっておりますけれども、任命権者が認める場合については、届けを出せば、認められるケースはございます。
- ◎西森委員 そうすると、様々なものを販売することにおいては、ある一定の基準があって、それをクリアしていれば大丈夫だという判断ということですね。
- ◎平石特別支援教育課長 はい。
- ◎吉良委員 例えば兼業農家で、父親がミカンとか果物を作っていて亡くなりましたと。 その後、職員が土・日でミカンを育てて、同じように市場に出して売るのはどうなるわけ ですか。
- ◎伊藤教育長 個別事案ごとに状況を確認して判断する必要がありますので、なかなか一概にいいとか悪いというところが、お答えしにくい状況です。ただ一般的によくある事例としては、先ほど、委員から親が亡くなってという話がありましたけど、例えば親が経営していた駐車場であるとかアパート、そういったものを親が亡くなったことで引き継いで、アパート経営とかで家賃収入を得るとか、それから駐車場を運営する、そういった場合については、県庁職員もそうですけれども、一定認めてきている事例がございます。

- 一概にそういった家賃収入が全部オーケーかどうかというのは個別にその都度判断することになりますので、型にはまってというのはなかなか判断が難しくて、個別にお話を聞かせていただくことになりますけれども、事例としては、そういったものが今現在あると聞いております。
- ◎吉良委員 自分がそういう状況になったときは、やっぱりお伺いを立てるということが必要なわけね。本務の教員の収入以外のところで収入を得る場合は、必ず上司に相談をするということが必要不可欠だということになるわけですか。
- ◎伊藤教育長 教員だけでなくて地方公務員、基本的に職務専念義務ということで、まず職務をやらなければならない。それから、そのやっていることが他の業者と何らかの関係が出てくると営利事業になってきますので、その営利事業が関連する業者と関わってくると、公務員として不適切という判断になりますので、基本的にそういう、勤務以外で何らかの収入を得るような話になると、そこは相談していただいて、届出をまずしていただくことが必要になってきます。
- ◎吉良委員 この方は、服務規程含めてそういうことが全く念頭になかったと、知らなかったということになるわけね。
- ◎平石特別支援教育課長 この方のケースについては、本人からの聞き取りをしておりますけれども、本人があくまで趣味の範囲で行っているという受け止め方をしていて、そのこと自体が営利になるということについて十分な認識がなかったことが1点ございます。けれども、こちらにもありますとおり、自分が主体となって販売をしている点、あるいは長期間にわたって同人誌の販売を繰り返しており反復継続性があること、それから対面だけでなく、インターネット販売を行うという、不特定多数の者を相手にした販売を行っているところは客観的に見て、営利目的が認められるということで、当然許可が必要な事例ということになろうかと思います。
- ◎金岡委員 先ほど言われましたけれども、利益に対しての税務申告漏れ、脱税行為はあったんでしょうか。
- ◎伊藤教育長 最初にあった投書にそういうことが書かれてありました。その後で、県教委の者がこの事実について確認に行ったときに、本人が税理士の方に相談して税務処理しておりまして、過去5年に遡って対応したという報告を受けております。
- ◎金岡委員 その手前の事案ですが、この懲戒処分、11 月 19 日から翌年 5 月 18 日までの停職というのは、妥当な懲戒処分なんでしょうか。
- ◎平石特別支援教育課長 この教諭については、懲戒処分を規定する地方公務員法の第 29 条第1項第1号と第3号の「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則、若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」というところと、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」とい

うところに該当します。さらに、刑法第 175 条という説明もしたんですけれども、児童ポルノ所持のみではなく、わいせつ物頒布等も行っているので、法律に規定された罰則としては、わいせつ物頒布等と児童ポルノ所持ということになります。また、50 万円の罰金刑については、ほかの自治体の事例と比較しても、高額なものであるということも勘案した経緯があります。

- ◎伊藤教育長 今回、罰金50万円というところも踏まえまして、過去の全国的な他県の同様の状況を参考にもいたしました。それから複数の弁護士にもこの状況を検討いただきまして、全体的に6か月間が妥当だろうという判断をいたしております。
- ◎金岡委員 それが妥当だということで、分かりました。しかしながらそこで、11 月 18 日付で辞職をされているんですが、いろいろなことも考えられるわけですけれども、これ についてはどういう考えですか。
- ◎平石特別支援教育課長 辞職については、本人からも、「今回、私が起こした事案により、 児童生徒あるいは保護者の皆さんだけではなく、教育関係者や県民からの信頼を大きく損 なうことになって、大変申し訳なく思っている」ということを聞いています。そういった こともあって、今後子供たちに関わる仕事をしていくことについて、本人が判断したもの ではないかとは思いますが、一身上の都合と聞いています。
- ◎横山委員長 教員の不祥事というのは社会的な影響が大変大きくて、教育公務員の社会的な信用も失墜させるものです。服務規律の徹底を通達したということですけれども、ぜひとも、再発防止に努めていただきたいということを強く申し入れ、質疑を終わります。

次に、高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)に基づく病弱特別支援学校の再編 について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎平石特別支援教育課長 それでは、高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)に基づく病弱特別支援学校について、総務委員会資料、報告事項の赤ラベル、特別支援教育課3ページをお開きください。

特別支援教育課から高知江の口特別支援学校の移転に向けた進捗状況について御説明します。資料の1枚目、上の段に線表を、下の段には学校配置図、寄宿舎配置図を示しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

令和元年度は、大原町の校舎建築工事と体育館改修工事を行いました。そして、盲学校 寄宿舎敷地内の自活訓練棟を解体して、寄宿舎を新築しました。なお、盲学校の寄宿舎「れ いめい寮」も改修工事を行うため、改修工事の間、完成した高知江の口特別支援学校の寄 宿舎に盲学校の寄宿舎生が一時的に引っ越ししております。

令和2年度は、大原町の校舎建築工事、体育館の改修工事を引き続き行い、7月10日に 完成し7月22日に引渡しを受けております。その後10月から3月までの間にグラウンド 工事及び外構工事を行いまして、3月末までには完成の予定で、現在予定どおり進捗して おります。工事と並行して、学校の引っ越しを行うことになっております。

また、盲学校の寄宿舎改修工事についても、この 12 月に完了しました。今後、盲学校の 寄宿舎生が改修後の寄宿舎に引っ越しを行い、3 月の末には、高知江の特別支援学校の寄 宿舎の引っ越しを行うことになっております。

以上のように、高知江の口特別支援学校は令和3年4月の移転開校に向けて準備が進んでいるということを御報告させていただきます。

それから、これまでの高知江の口特別支援学校の児童生徒及び教職員等の通学・通勤については、旧高知赤十字病院の敷地内に通行のための地役権を設定し、高知赤十字病院敷地内を通る南からの進入路を主に使用してまいりましたが、この地役権については、昭和47年3月10日に高知県と日本赤十字社が締結した土地売買契約書に基づき、令和3年3月末の、高知江の口特別支援学校の大原町への移転をもって消滅することになります。

今後は、現在、仮設としています東門をしっかりと整備し、高知国際中学校夜間学級及び新しく設置する知的障害特別支援学校の安全安心な通学・通勤路の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

- ◎横山委員長 質疑を行います。
- ◎吉良委員 病弱特別支援学校の再編について、寄宿舎などから、大原町の新しい校舎に病弱な方が通うとなると、当然スクールバスが必要になってくると思うんですが、スクールバスの配置はどうお考えですか。
- ◎平石特別支援教育課長 スクールバスの代替手段として、ジャンボタクシーを考えております。現在の江の口特別支援学校は、高知駅の北側という大変利便性のいいところにあるので、JR等を使って通学している方もいると思います。そういった方のアクセスがうまくいくように、高知駅を中心とし、大原町までのコースなども考えているところです。

そしてもう1点、先ほど御指摘もございましたけれども、寄宿舎と学校との距離が 1.5 キロぐらいありますので、子供たちの状況も踏まえながらジャンボタクシーの利用を考え ているところです。

- ◎吉良委員 通学する生徒や御家庭の状況もよく調べて対応できるようにしていただきたいと思います。
- ◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で特別支援教育課を終わります。

以上で教育委員会を終わります。

ここで休憩といたします。再開は、午後3時10分といたします。

(休憩 14 時 48 分 ~ 15 時 10 分)

◎横山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《警察本部》

◎横山委員長 続いて、警察本部について行います。

初めに議案について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は各説明 者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎熊坂警察本部長 それでは、警察本部提出の補正予算議案及び高知県が当事者である和解に関する議案の2件について御説明いたします。お手元資料①令和2年12月高知県議会定例会議案(補正予算)の4ページをお願いいたします。

今議会でお願いしております補正予算の見込み額は、款 14 警察費、項 1 警察総務費の欄に記載の 3,090 万 8,000 円の増額となっております。補正の内容は人件費のみで、増額の主な要因としては、時間外勤務手当の特別要求等によるものであります。

次に、債務負担行為に関しまして、11ページをお願いいたします。

追加項目としては、運転免許窓口事務委託料など3項目、総額で9,059万6,000円の債務負担行為をお願いするものです。各事業の詳細については後ほど会計課長から説明します。

次に、高知県が当事者である和解に関する議案についてであります。本議案は、警察が管理する警ら用無線自動車による公務中の人身事故に関する損害賠償訴訟につき、裁判所提示の和解案について御審議いただくものであります。議案の詳細については、後ほど首席監察官から説明します。

以上で私の説明を終わります。

〈会計課〉

- ◎横山委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。
- ◎北村警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②令和2年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)に基づき御説明をいたします。185ページ、公安委員会補正予算総括表を御覧ください。

12月補正予算見込み額は 3,090 万 8,000 円の増額であります。まず、歳入予算について は資料の 186ページを御覧ください。

款9国庫支出金は、機動隊の部隊出動に係る超過勤務手当の財源に充当する国庫補助金 がオリンピック・パラリンピックの延期により、当初予算の見込みを下回ったため 1,006 万円の減額となっています。

次に、歳出予算については、資料の187ページを御覧ください。

補正予算の内容は項1警察総務費、目2警察本部費、右側説明欄に記載のとおり、人件費であります。人件費補正の内訳は給料が1,380万4,000円。職員手当等が3,036万7,000

円それぞれ増額となり、共済費が 1,326 万 3,000 円の減額で、人件費全体として 3,090 万 8,000 円の増額となっております。

最後に債務負担行為については、資料 188 ページを御覧ください。

今回お願いしております債務負担行為は3つの事業であります。1つ目の運転免許窓口事務委託料の3,715万6,000円は、運転免許センターや各警察署における運転免許証の更新や再交付などの窓口業務を委託するもので、2か年の契約を予定しています。

2つ目の調理業務委託料の 5,127 万 3,000 円は、警察学校における給食の調理業務を委託するもので、3か年の契約を予定しています。

3つ目のカメラ設置委託料の 216 万 7,000 円は、東京 2020 オリンピック聖火リレー警備のため、セレブレーション会場(高知市、宿毛市)へ警備用カメラを設置及び撤去する作業を委託するものです。いずれの委託業務も契約までの準備期間などを考慮いたしまして、今回の補正予算でお願いするものであります。

以上で補正予算説明書に基づく説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で会計課を終わります。

〈提出議案〉

- ◎横山委員長 続いて、首席監察官の説明を求めます。
- ◎岸田首席監察官 それでは、私からは提出議案第10号高知県が当事者である和解に関する議案について御説明いたします。お手元の資料③令和2年12月高知県議会定例会議案(条例その他)の5ページと、資料④令和2年12月高知県議会定例会議案説明書(条例その他)の2ページをお開きください。

本和解議案の前提となる交通事故は、平成 28 年 10 月、香南市において警ら用無線自動車、いわゆる白黒のパトカーを運転して緊急走行中の警察職員が、交差点手前の徐行義務を怠り、安全確認が不十分のまま交差点に進行した過失により、青色灯火に従って交差点に進行してきた相手側に人的及び物的損害を与えた事故であります。

事故の発生当初から、公用車加入の保険会社が損害賠償交渉を行っており、物的損害の 示談は成立したものの、人的損害については賠償額で示談できず、相手側及び相手側加入 の任意保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)による訴訟が提起され、訴訟対応とな っていたものですが、今回、裁判所から被告の高知県に対し、合計 140 万円の損害賠償金 の支払いを含む和解案が提示されたものであります。

和解案は賠償額に関して、県の主張が認められた妥当な額となっており、また、県が支払うべき全額を公用車の保険で対応することができ、早期に解決することが望ましいと認

められることから、県議会の和解議決を求めるものであります。 私からの説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で警察本部の議案を終わります。

〈報告事項〉

- ◎横山委員長 続いて、警察本部から1件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますのでこれを受けることにします。初めに、報告事項について、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は警務部長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。
- ◎熊坂本部長 それでは、このたび発生いたしました非違事案について御報告いたします。本年 11 月 14 日、南国警察署に勤務する巡査が、被害者が満 18 歳に満たない青少年であることを知りながら、淫らな行為をしたという事案が発生したことから、12 月 17 日、この巡査を高知県青少年保護育成条例違反で通常逮捕したものです。

また、資料にはございませんが、去る 12 月 3 日に高知警察署員が児童虐待の疑いで保護者宅を訪れた際、虐待情報の通報者を保護者に漏らしてしまうという事案も発生しております。

県民の皆様の信頼を大きく損なうことになり、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。 誠に申し訳ございませんでした。なお、逮捕事案の詳細については、警務部長のほうから 説明します。

私からは以上です。

〈警務部〉

- ◎横山委員長 次に、警察職員による高知県青少年保護育成条例違反について、警務部長の説明を求めます。
- ◎篠崎警務部長 事案の概要等について私から御説明いたします。警察本部説明資料の1 ページを御覧ください。

当該職員は南国警察署地域課に勤務する巡査であります。逮捕理由は令和2年11月14日、午後11時30分頃、南国市大埇甲の公舎において、被害者が満18歳に満たない青少年であることを知りながら、淫らな行為をした高知県青少年保護育成条例違反であります。本件は南国警察署において、当該職員の公舎への少年の出入りが確認されたため、本部少年女性安全対策課が捜査を行ったところ、巡査の犯行が明らかになったことから、12月17日午前9時41分、高知県青少年保護育成条例違反の被疑者として通常逮捕したものであります。

巡査については、本日 12 月 18 日に検察庁に送致しております。また内部処分について も、必要かつ十分な調査を尽くした上で、事実関係に基づき厳正に処分してまいります。

現職警察官によるこのような非違事案が発生しましたことは極めて遺憾であり、職員に対する職務倫理教養の徹底を図るとともに、警察活動を一層強化し、県民の信頼を回復するよう努めてまいります。

◎横山委員長 質疑を行います。

ないようでしたら、警察職員の不祥事は、社会的な影響も大きいものがあります。このようなことが二度と起こらないように、再発防止に努めていただきますよう申し入れまして、質疑を終わります。

以上で警察本部を終わります。

以上で議案についての審査は終了いたしましたが、ほかの委員会の採決が終わっていませんので、先に請願と意見書を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。

それでは執行部は退席願います。

(執行部退席)

《請願》

◎横山委員長 それでは次に、請願について審査を行います。

請第3-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ小休にします。

(小休)

- ◎ 執行部からの報告もあったけど、一生懸命やっている。気持ちは分かるが、ちょっと。
- ◎横山委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

第3-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 挙手少数であります。

よって本請願は、不採択とすることに決しました。

次に、請第4-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育

を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

- ◎ 執行部は一生懸命やっているので。
- ◎横山委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第4-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 挙手少数であります。

よって本請願は、不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎横山委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書(案) 3件が提出されております。

台湾のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)参加 を積極的に支援するよう求める意見書(案)が自由民主党、公明党、一燈立志の会から提 出されておりますのでお手元に配付してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

○ これに反対するわけでは全然ないんですが、私の会派でも議論はしたんですけれども、 情報収集不足なので、聞きたいことが何点かあります。

CPTPPの加盟については、12月14日のロイター通信の情報しかないので、それしか分かりません。ただその中で、もう非公式協議が始まっていて、その非公式協議をある一定掌握した上で、台湾が正式にCPTPPの加盟を申請するかどうかを決めるという状況までいっていると報道されています。

そういう中で、例えば米中のいろんな綱引きがなされていまして、今私たちがこういう 形で、意見書を国に出すこと自体が国益にかなうかどうなのかはまた別にして、そういう 状況も起こりうるのではないか。WTOに加盟をするときに、結構それぞれの自治体、議会が台湾頑張れよということで、意見書を送ったことはよく分かるんですが、今の時点で、これはどうなのかということがあって、この必要性について教えていただければと。

本当は僕も台湾好きなのでやりたいけれども、中身が分からずにやるというのはちょっと。これを簡単に読んだら、要はCPTPPの手続によると、参加を希望する新メンバーは、申請前に、まず既存メンバーと非公式の協議を行って、ある一定、皆さんのコンセンサスを得た上で、その中で正式に参加申請をするということが手続になっているようです。

今、非公式協議ですよね。今中国の圧力とか、いろんな状況があって、みんな怖がっているわけですよね。それに対して、こういう形でやることがいいのかというのが僕の率直な考え方です。正式に決定をしてその土台に上がったときに、頑張れというんだったらよく分かるんですが、その状況の中でどうなのかなと。

- ◎ 1国でも反対すれば、駄目になるということでしょう。
- そういうことがいろいろ書かれていますね。CPTPPには中国も参加意欲を示していまして、イニシアチブをとりたいと。台湾と中国との内政上の問題もちょっと出てきていますので、そんなことが絡んできて、日本にとっても中国は経済的にも外交的にもなかなか無視できない、というような形で考えてみると、国益にかなうのかどうか。ということがあって、いかがなものかなというところは、ちょっとある。
- ◎ いずれにしても中国が台湾が加盟することには反対するかもしれないけれども、中国 自体も参加をしたいという方向に進んでいるわけですから、私はいいと思うんですけれど も。要するに、エールを送るということはいいと思うんですが。
- ◎ それでは、とりあえず意見の一致を見ないということでいいですか。

◎横山委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。 次に、日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書(案)が日本 共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 意見の一致を見ないね。

◎横山委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。 次に、「桜を見る会・前夜祭」疑惑の真相解明を求める意見書(案)が日本共産党、県民 の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省 略したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

- ◎ 証人喚問に応じるということだが。
- ◎ 報道もされている。

◎横山委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

以後の日程については決定し次第、事務局より委員の皆様にお知らせをいたしますので、 よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

(15時30分閉会)